

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成30年8月22日 第4回定例会

黒川地域行政事務組合

第4回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成30年8月22日（水曜日）

出席議員（15名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	浅野俊彦君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	山路清一君
11番	藤巻博史君	13番	早坂豊弘君
14番	佐々木春樹君	15番	若生寛君
16番	平渡高志君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	堀籠満智男君
会計管理者	
財務課参事	佐々木匡子君
財政課副参事	明石良孝君
業務課長	佐藤初雄君
兼教育次長	

業務課参事	櫻井 浩 君
消防本部消防長	坪子 一 夫 君
消防本部次長	佐藤 喜 好 君
消防本部総務課長	石川 勉 君
消防本部警防課長	早坂 和 弘 君
消防本部予防課長	落合 稔 君
消防本部指令課長	大友 弘 君

職務のため議場に出席した職員

総務課主事	三浦 高 広 君
総務課主事	野口 綾 君

議事日程

平成30年8月22日（水曜日）

午前 9時55分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	4 頁
第 2	会期の決定について……………	4 頁
第 3	諸般の報告……………	4 頁
第 4	一般質問……………	10 頁
第 5	議案第15号……………	14 頁
第 6	認定第 1号……………	22 頁
第 7	認定第 2号……………	43 頁
第 8	認定第 3号……………	47 頁
第 9	認定第 4号……………	50 頁
第10	認定第 5号……………	58 頁
第11	報告第 1号……………	64 頁

午後 3時15分 閉会

本日の会議に付された事件

議案第15号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

- 認定第 1号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
- 認定第 5号 平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 報告第 1号 平成29年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

午前9時55分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さんおはようございます。定刻には少し早いんでありますが、皆さんおそろいであるので始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は15人です。ただいまから平成30年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事に先立ち、去る8月19日、堀籠英雄議員が御逝去なされました。その御冥福をお祈り申し上げ、黙禱したいと思います。皆様、御起立願います。黙禱。

〔全員起立 黙禱〕

○議長（平渡高志君） お直りください。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番和賀直義君、8番千葉勇治君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、7月31日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（平渡高志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事会より報告事項がありますので、報告をしていただきます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告でございますけれども、配付している資料でございますとおり、農林業系廃棄物の試験焼却につきまして第3クールまで終了しておりますのでこれらの中間報告と、進めております最終処分場仮保管ごみの選別処理状況について御報告を申し上げます。

また、議決事件に該当しない病院事業におけます電子カルテシステムの契約につきまして、各担当課長より報告させますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、諸般の報告を行います。

お手元の諸般の報告資料をお開きください。議会報告資料ナンバー1、農林業系廃棄物試験焼却第1・第2・第3クールの検証結果でございます。

まず、第1に、試験焼却の基本項目でございます。第1クールにつきましては、搬入期間5月21日から5月25日、翌5月22日から焼却しております。搬入町村につきましては大和町、搬入種類につきましては牧草、区分につきましては400ベクレル以下ということになっております。

第2クール6月18日から搬入、翌19日から焼却、大衡村の牧草で400から1,000ベクレルのもの。

第3クールにつきましては7月23日から搬入、翌7月24日から焼却、大郷町の稲わらで1,000から2,000ベクレル。

第4クールにつきましては去る8月20日から搬入しております。8月21日から焼却ということで、大和町の牧草、400ベクレル以下ということでございます。

次に、2の排ガス中の放射性物質でございます。排ガス中の放射性物質については、1号炉、2号炉別々に試験しておりますが、第1クール・第2クール・第3クールともに不検出ということになりました。

3番の焼却灰中の放射性物質でございます。まず、飛灰、こちらバグフィルターのほうでとれました排ガス中の細かいほこり状の灰でございますけれども、第1クール373、第2クール160、第3クール349という結果でございます。

次に、主灰、こちらにつきましては、焼却灰、ごみを燃やした後に出る燃え殻でございます。第1クール110、第2クール54、第3クール74という結果でございます。

4番の空間線量でございます。こちらは平均値で求めております。まず、試験焼却物の搬入車両でございます。第1クール0.049、第2クール0.047、第3クール0.058という結果になっております。

次に、環境管理センター境界、最終処分場の埋め立て地ということで、ごらんとおり0.04の前

半から後半という形で推移しているものでございます。

次に、自主的に測定しているところでございます。こちら、大和町吉田の八志田地区の公民館、赤崩山付近、南川ダム、それから吉田小学校、それから吉田の百目木地区、それぞれ自主的に検査しておりますけれども、0.038から0.046ということで、いずれも基準値内、試験焼却前と同等の検査結果が出ております。

5番の最終処分場の水の放射性物質でございます。こちら、定められております地下水のモニタリング井戸上流、下流及び混合放流水については全て第1から第3クールまで不検出となっております。処理水貯留槽につきましても第1クール0.7、第2クール不検出、第3クール0.9ということで、こちらについても基準値以下ということで測定されているものでございます。

次のページお開きください。

こちらにつきましては、先ほど自主測定地点という説明ありましたが、実施測定地点につきましては環境管理センターから半径2.5キロメートルの同心円上のところの空間線量を測定しているところを図に示したものでございます。そのほか、2.5キロメートルから外れておりますけれども、吉田地区の中でも人口等が多い、あと小学校というところもありますので、吉田小学校それから百目木地区付近を測定しているところを図示しているものでございます。

下の写真でございますが、焼却灰につきましての埋め立て管理状況の写真でございます。こちら、基準に従いまして最終処分場の最上流部を、埋め立てエリアを定めて埋め立てているというものの写真でございます。

以上、第1から第3クールの検証結果でございます。

続きまして、最終処分場保管ごみの選別処理状況でございます。

議会報告資料ナンバー2、お開きください。

こちらにつきましては、写真で御報告ということにさせていただきたいと思っております。かねてより最終処分場にありますが仮保管ごみを選別処理しているものでございますが、左側の一番上の写真につきましては、選別処理前の全景の写真でございます。左側下の写真につきましては、8月14日の選別作業中の写真でございます。奥のほうにありますブルーシートに囲まれているもの、それと重機の後ろにあります小山のようになっているところ、こちらが選別後の土化したものでございます。その手前にある緑色の、これは被さん防止のためネットをかけておりますけれども、そちらにつきましては選別後の可燃物のものでございます。右側のほうにそれらの近景の写真を掲載して御報告させていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） それでは、議案事件に該当しない契約についての報告でございます。

資料の最終ページ、議会報告資料ナンバー3をごらんください。

件名は医療機器整備事業であり、公立黒川病院の電子カルテシステム等の更新を行うものです。契約の方法は指名競争入札であり、5社を指名して7月12日に実施した結果、参加したのが⑤の株式会社シーエスアイ1社、残り4社は辞退しております。予定価格は1億8,400万円に対し、落札額は1億8,000万円で、1回で落札しております。落札者は株式会社シーエスアイ、住所は札幌市白石区平和通15丁目北1番21号であり、平成30年7月18日に契約を締結しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平渡高志君） これで、理事会の報告を終わります。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、改めましておはようございます。

第4回黒川地域行政事務組合議会定例会開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただきまことにありがとうございます。日ごろより、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様を初め関係各位の御指導と御協力をいただき厚く御礼と感謝を申し上げます。

まず初めに、議長から報告がございましたが、かねて病気療養中でありました堀籠英雄議員が、去る8月19日、享年71歳で御逝去をされました。堀籠議員には、まだまだ広域行政発展のために御尽力をいただきたく願っていたところではありますが、甚だ残念でなりません。改めまして、堀籠英雄議員の長年にわたります議員活動に敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、ことしの夏は気温の高い日が続き、命に危険を及ぼす暑さ、熱中症に厳重警戒などの気象予報が連日発令され、黒川地域におきましても7月に44人、8月に入りまして20人の方々が熱中症の疑いで救急搬送される異常事態となっており、救急隊の出場要請も増加いたしている一方で、台風も多数発生するなど異常な天候であり、収穫の秋に向かって今後の天候が心配されておるところでございます。

本日は、平成29年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に主な事業状況等につきまして御報告を申し上げます。

初めに、本年3月に完成し供用開始しております新ごみ焼却施設につきましては、環境管理センターの一施設としてごみ焼却炉運転業務受託者により24時間連続の安定した焼却運転がなされており、今後も施設設置者であります行政事務組合と運転業務受託者が一体となって施設管理に努めてまいりますので御報告を申し上げます。

次に、放射能濃度が8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の試験焼却につきましては、議会を初め地域の皆様方の御理解をいただき、7月まで3回・第3クールまで焼却してまいりましたが、モニタリングポストを初めごみ焼却施設周辺におけます空間放射性量の数値や、排ガス等の放射性セシウム濃度は全て基準値内であり、安全性が確認されておりますので、昨日からは第4回目の試験焼却を実施しておりますことを御報告申し上げます。また、平成23年の東日本大震災当時から最終処分場に仮保管をしてまいりましたごみの処理につきましては、さきの議会臨時会におきまして必要経費の補正予算について議決を賜り、選別機械によります焼却可能なものと不可能なものに選別・分別作業を進めており、業務受託者より約5割の処理を終えたとの報告を受けておりますので御報告申し上げますとともに、引き続き早期の処理処分に向けて進めてまいりますので、議員の皆様方の御理解をお願いいたします。

次に、行政事務組合におきまして共同処理してまいりました小・中学校結核対策委員会の設置及び運営についてであります。文部科学省が定めた学校における結核対策マニュアルが改正され、ツベルクリン反応検査の廃止を初め、市町村教育委員会におけます扱い方も改められたことにより、広域的に委員会を設置しての事務処理の必要がなくなってきたため、行政事務組合の共同処理から廃止する方向で進めてまいりますので、議員の皆様方の御理解をお願い申し上げます。

次に、病院事業で計画しております電子カルテシステムの更新につきましては、企業債による重要な資産の取得として予算議決を賜り、先ほどの諸般の報告により契約を締結しており、来年2月末を切りかえ目途に進めてまいりますので御報告申し上げます。

なお、小・中学校結核対策委員会の設置及び運営に関します共同処理の廃止につきましては、本日開催をお願いしております全員協議会で御説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

次に、各部門の事業状況について御報告を申し上げます。

まず、衛生部門から御報告申し上げます。

黒川浄斎場につきましては、施設業務を民間へ委託し5年目を迎えており、平成29年度は733件の火葬が執行されております。

また、環境衛生センター、し尿処理施設につきましても民間による施設運営により順調に推移し

ており、両施設とも計画的な維持補修を行い、安全で効率的な施設管理に万全を期してまいりました。

次に、環境管理センターごみ処理施設につきましては、昭和55年から使用してまいりました旧ごみ焼却炉の運転を6月末で終えており、全てのごみ焼却炉は新炉で行っておりますが、ダイオキシソ類を初めとする環境基準を遵守し、慎重な運転管理に努め、施設管理に万全を期してまいります。

また、最終処分場の埋め立て状況につきましては埋め立て開始から17年を経過し、埋め立て総量の約50.23%となっており適切に推移しておりますが、これらの各施設は住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い適切な施設管理に努めてまいります。

続いて、消防部門について御報告申し上げます。

管内におけますことし上半期の災害発生状況につきましては火災が15件で、うち建物火災が5件となっております。前年同期に比べ3件の減となっておりますが、引き続き関係機関と連携をとり、一層の火災予防の徹底を図ってまいります。また、救急出場は1,815件となっており、前年同期に比べ42件の減となっております。今後さらなる救命率向上に努め、地域に密着した消防体制を図ってまいります。

次に、教育部門の「けやき教室」についてであります。2名の指導員により市町村教育委員会を始め各小・中学校並びに家庭との連携を密にし、児童・生徒の学校生活への復帰を願い、相談業務などに積極的に取り組み、適応指導業務の充実に努めてまいりました。

続いて、病院事業であります。指定管理者におけます平成29年度の管理運営状況につきましては、去る7月6日に開催いたしました管理運営協議会におきまして報告を受けておりますが、診療体制につきましては常勤医師20名による診療がとられ、患者数につきましては入院が1日125人の予定に対し126人となり、外来は1日315人の予定に対し309人でありました。引き続き指定管理者と協力し、さらなる地域医療の充実を目指し努力してまいります。

最後に、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の審査状況につきましては、公平かつ公正な判定を行っておりますことを御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等について御報告を申し上げますが、議員皆様の一層の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第15号の平成30年度一般会計補正予算につきましては、ことし4月の人事異動に伴います人権費の費目間調整とごみ処理事業の必要経費など45万9,000円を追加し、歳入歳出の総額

を21億6,422万4,000円とするものであります。

認定第1号から認定第5号につきましては、平成29年度各種会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

一般会計は歳入総額46億4,307万1,718円で、前年度に比べ46.6%の増、歳出総額は46億466万5,385円で、前年度に比べ69.8%の増となっております。

介護認定審査会特別会計は前年度に比べ歳入が1.9%の増、歳出が3.6%の増で、障害支援区分認定審査会特別会計は前年度に比べて歳入が5.5%の減、歳出が1.7%の増となっております。

病院事業会計は、医業収益が前年度に比べ6.4%の増、医業費用が前年度に比べ5.0%の増となっており、当年度純損失は1億2,335万4,000円となっております。

訪問看護ステーション事業会計は、事業収益が前年度に比べ11.1%の増、事業費用が前年度に比べ15.8%の増となっております。

以上が各種会計決算であります。

報告第1号につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律の規定により、病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に係る資金不足の比率について報告するものであります。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に審議をいただき御可決を賜るようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平渡高志君） 皆さん、クールビズになっておりますので、上着脱いでも結構ですので、どうぞ。

日程第4 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第4、会議規則第60条の規定に基づき、一般質問を行います。

発言を許可します。4番千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） 通告に従いまして一般質問を開始いたします。

1件目。最終処分場の震災ごみの処理について。

処理方針を変更するに当たり、助役の一存で焼却不可能な震災ごみを覆土した行為は業務違反とみなされるが、処分を考えているのか。

2要旨目。吉田地区の説明会で助役の「早く皆様に見つけていただきよかった。が、決して隠蔽ではない」の発言には驚かされました。理事長はこの発言を理解し、納得されていますか。

③震災ごみの処理終了目標の達成が困難と発表すると、震災ごみの8,000ベクレル以下の試験焼

却に影響するためとも考えられるが、ないと断言できますか。

以上が1件目でございます。

2件目。震災ごみ8,000バケツ以下の焼却に関する覚書について。

震災ごみ8,000バケツ以下の試験焼却時の吉田地区の説明会で、覚書の取り交わし要望がありました。理事長には取り交わす考えはありますか。

以上2件、一般質問です。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございますが、初めに最終処分場へ保管してまいりました震災当時のごみの処理につきましては、議会の皆様方を初め地域の皆様方に大変御心配をおかけし、御迷惑をおかけしておりますことに心からおわびを申し上げたいと思います。

御質問のありましたこれらの最終処分場へ震災当時から保管してまいりましたごみの処分計画につきましては、昨年12月の議会定例会時に開催いたしました全員協議会で御説明を申し上げたところでありますが、結果といたしまして皆様方に申し上げてまいりました期間内で終わらせることができず、6月末で約700トンを残してしまつたものであります。

これらの過程におきましては、現場から報告を受け、助役が判断したのは事実であります。助役の一存で単に判断したわけではなく、現場作業のあり方について検討の結果出されたものでございます。

処分を考えているのかとのことでありますが、現在はこれらの震災当時のごみを片づけることに取り組んでおりますので、今後理事会として検討してまいります。

次に、7月19日に開催いたしました吉田地区の方々への説明会におきまして、助役の説明の中で「指摘していただいてありがたいという感謝の気持ちもでございます。本当に申しわけありませんでした」という言葉と、また「決して隠すつもりはございませんでした。公共事業として取り組んでいるため、隠す、隠さないという気持ちを職員は持ちません。報告もありました腐った袋など焼却処分に難儀する分については、覆土してもいたし方ないとはしましたが、助役として現地確認ができました。助役の責任は大きなものがあります」と当時発言しておりますが、説明段階におけます助役の立場での発言であったと理解しております。

次に、震災ごみの処理が計画よりおくれたことによる農林業系廃棄物の試験焼却との関係についてでございますが、試験焼却につきましてはきょうまで測定しています空間放射線量に異常は見られず、また排気ガスの放射性セシウム濃度も全て基準値内であり安全性が確認されておりますので、

行政事務組合関係町村とも万全な体制にて取り組んでおり、試験焼却にて発生いたします焼却灰につきましても試験焼却計画に基づき最終処分場の上流部へ適切に埋め立て完了しておりますので、試験焼却を進めてまいりますことへの影響はないと考えております。

1 件目は以上でございます。

2 件目につきましてでございますが、吉田地区におけます試験焼却についての説明会におきまして出されました覚書の取り交わしについては、理事会の考え方はとのことではありますが、理事会といたしましては従来より環境管理センターに関連します各ごみ処理施設の整備を推進いたします場合には、必要に応じまして吉田全地区へ説明を申し上げ、最終的には施設の所在する行政区より事業同意をいただいております。そのような中、平成10年に地元行政区の要望を受けまして、吉田金取北地区と大和町、大郷町、大衡村のごみ処理関係3町村、そして黒川行政の間におきまして環境管理センター周辺対策協議会を組織いたしまして、必要に応じて協議会を開催し、廃棄物処理事業に関する情報交換、意見交換の機会を設けておりますので、今後も同様に進めてまいります考えであります。そのような地元との体制にありますので、進めております農林業系廃棄物の試験焼却につきましても一般廃棄物の処理でありますので、改めて覚書を取り交わす考えはございません。

以上です。

○議長（平渡高志君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いをいたします。

4 番千坂裕春君。

○4 番（千坂裕春君） 1 件目の質問でございますが、一括で質問させていただきます。

議会は、予算を執行部でこういった予算を考えておりますということをお願いを受けて、その予算に見合った執行体制とか、何というか、プロセスを含めて事業の内容を承認するところでございます。そういった中で、今回6月末までにそういった震災ごみを全て処理するというところで予算執行している中で、やはりおくれるならおくれた、方向転換をするならするというものを、何か事前に理事長のほうも報告を受けているのであれば、議会に報告をして、そしてこういった処理が今後予想される旨を話すべきかなという私の思いです。こういった一つのポイントを逃したからこそ、いろいろなうわさまたは今後の体制、進める上での難しさというのが出てくるので、やはりそういった問題が起きたときには、起きた時期に、適切な時期に議会に報告があって、今後の方針をみんな考えていく、または執行部の考えを議会に提案するといった形が抜けてしまったので、今回の問題が大きくなったところじゃないかと私は感じております。今後ないように、理事長には求めていくところですが、理事長、さらにこういった次の問題が起きたときには、議会に適切な時期に報

告できるかどうかという、今の気持ちをお伝え、議会のほうに話していただきたいところです。

2件目のほうは、事あるごとにいろいろな説明会を行って、こういった方針でやるという地域住民の方に説明すると、従来の形をとって特に覚書という書面は設けないという形なんですけど、そういったものを全て文書化するだけで、覚書、済むと思うので、再度やっぱり文書に残してやるべきかなという考えを持っているところですが、いかがに考えているでしょうか。

以上2件です。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず1件目でございますが、報告ということでございます。このことにつきましては、6月までに処理をするということで皆様方にも御説明をし、地域の方々にもそういう御説明をしまりました。そのことにつきまして、それ以上延びてしまうという御報告が議会にもですが地域にもおくれたしまったということ、このことについては甚だ申しわけなく思っております。そういった、報告というか状況の説明ですね、そういったものにつきましては、おっしゃるとおり議会、住民説明とか、そういったことについては、今回はできませんでしたので、しませんでしたので、そのことにつきまして大いに反省をしておりますし、私の指示の不徹底もあったと思っております。大いに反省をしております。今後、そういったことにつきましては、住民の皆様方に情報の共有といいますか、そういったことが必要でございますので、しっかりやってまいりたいと思っております。

それから、覚書ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在そういった関係周辺協議会の方々との協議をしております。毎年定例的に、ことしもやっておりますけれども、地区の代表の方にはなりますけれども、代表の方々それから各町村長、そして各町村の担当課、黒行の担当課との意見交換をしております。毎年そういった形で情報、意見の交換もやっておりますのでございますし、これまでもそういったことでやってきておりますので、改めてということにつきましては、そういった場でもそういったご意見も特別にないところでございますし、これまでそういった形でやってきておりますので、意見の交換そういったものについては十分認識がなされてきていると考えております。これからも、そういった定期的な打ち合わせ、あるいは場合によっては臨時的な打ち合わせ、そういったこともやりながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 以上で4番千坂裕春君の一般質問を終了します。

日程第5 議案第15号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第15号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書1ページをごらん願います。

議案第15号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,422万4,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページでございます第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。

第2条債務負担行為の追加につきましては、3ページでございます第2表債務負担行為補正に記載のとおりであり、黒川浄斎場火葬等業務委託に係るものでございます。期間は、平成30年度から平成35年度まで。限度額は9,680万円でございます。浄斎場におけます火葬業務につきましては、平成26年度から業務委託を開始しており、今年度が最終年度となるものでございます。火葬業務につきましては厳粛な対応が常に求められ、その専門的な知識と人材確保、そして柔軟性のある要員配置等により安定的に運営されておるところでございます。さらなる住民サービスの向上が期待できることから、引き続き業務委託とするものでございます。平成31年4月1日以降の業務運営に支障を来さぬよう一般競争入札により契約を進めるため、債務負担行為の追加を行うものでございます。

続きまして、補正予算の詳細について、事項別明細書により御説明申し上げますので、平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書をごらん願います。

1ページ、2ページに記載してあるのは、歳入と歳出を総括したものでございます。

3ページをごらん願います。歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項負担金1目市町村負担金でございますが、これは人事異動に伴う市町村負担金の調整となります。4月1日付の人事異動により、総務部門が1名減、衛生総務部門が1

名増員となったことから、説明欄に記載のとおり管理運営費を4市町村それぞれ減額し、火葬場費から最終処分場費について事業別、市町村別の負担率に応じ増額とするものでございます。増減の額については同額となります。

続きまして、8款繰越金1項1目繰越金でございますが、前年度ごみ処理費繰越金並びに消防費繰越金をそれぞれ追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）に係る歳入についての御説明となります。

歳出の詳細については、それぞれ部門より御説明させていただきます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、引き続き明細書の4ページをごらん願います。

歳出でございます。

まず、2節から4節の人件費につきましては、一般管理費、保健衛生総務費、ごみ処理費におきまして、先ほど財政課長からお話がありましたように人事異動によるもので、費目間で調整をしております。

それから、保健衛生総務費の13節の委託料につきましても、人事異動によるものでございます。

6ページから、7ページまでの給与費明細書、こちらは説明を省略しますのでごらんになっていただきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、同じく補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

5ページ、ごらんになっていただきたいと思えます。

4款2項2目ごみ処理費の11節需用費及び12節役務費の自動車損害保険料及び27節公課費自動車重量税につきましては、最終処分場で現在選別処理中の仮保管ごみのうち可燃物を少しでも早く搬出するために、廃車予定であった現在のダンプについても一度車検を取りまして搬出作業を行うものでございます。なお、需用費、公課費について減額補正を行い、予算額を調整するものでございます。

前に戻りまして、12節役務費の手数料につきましては、農林業系廃棄物試験焼却に当たりまして環境管理センター周辺の土壌中の放射性セシウムの濃度測定業務を行い、また一般廃棄物最終処分場に仮保管して選別した土化したものにつきまして土壌汚染対策法基準に基づいて検査を行うものでございます。

次に、4款2項3目ごみ焼却施設整備事業費の13節委託料でございますが、新焼却施設完成に当

たりまして隣地との境界確定の境界杭の埋設業務を行うものでございまして、224万7,000円を増額するものでございます。また、マテリアル施設整備計画及び焼却炉解体工事に係ります調査設計業務委託について契約が終わりましたので、不用額の中から同額の224万7,000円を減額し予算を調整するものでございます。清掃費につきましては33万8,000円の増額とし、衛生費全体として570万5,000円の増額をするものでございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） 続きまして、5款の消防費について御説明申し上げます。

引き続き明細書の5ページ中段をごらん願います。

1項1目常備消防費の14節使用料及び賃借料につきまして、12万1,000円を増額するものでございます。これは、7月に新潟市で開催されました第47回東北地区消防救助技術指導会に出場した際のマイクロバス借り上げ料、有料道路通行料などに要した経費を既決予算で職員派遣に処置しましたので追加補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第15号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 6 認定第1号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第2号 平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第3号 平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第4号 平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定

について

日程第10 認定第5号 平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 次に、決算認定議案であります。日程第6認定第1号から、日程第10認定第5号までの各種会計決算認定については、監査委員の意見書が各種会計一括にて提出されております。したがって、代表監査委員より各種会計の総括意見を求め、その後それぞれの議題としたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6から日程第10までは監査委員の審査意見後、それぞれ議題とすることにいたします。

それでは、代表監査委員へ平成29年度黒川地域行政事務組合各種会計決算について、審査の意見を求めます。代表監査委員熊谷喜久雄君。

○代表監査委員（熊谷喜久雄君） それでは、山路清一監査委員とともに去る7月19、20日の2日間にわたり平成29年度の一般会計外各種特別会計につきまして決算審査の結果について述べさせていただきます。

平成29年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された、平成29年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算を審査したので、次のとおり意見を提出いたします。

まず、第一に審査の概要ですが、一番目に審査の対象、平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、同じく介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、同じく障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算、同じく病院事業会計決算、同じく訪問看護ステーション事業会計決算。

2ページですが、審査の期間は先ほど申し上げました、19、20日の2日間行いました。

審査の方法。理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足額等算定調書について。これについてまず決算の計数は正確であるかどうか。2番目に、予算執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。3番目、財政運営が健全であるかどうか。4番目、公営企業会計において資金不足が生じていないかなどに主眼を置き、公有財産、基金、物品の管理について、さらに関係諸帳票、証拠証書を精査するとともに必要な資料の提出と説明を求め審査を行いました。

2番目、審査の結果でございますが、審査に付された平成29年度各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に基づいて作成され、各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも誤りはないと認めました。

また、予算の執行状況は的確に行われ、かつ収入支出は合法的に行われ、各種帳票等もよく整理されており、財政運営は全体として適正であると認めました。

一般会計において継続事業のごみ焼却施設整備事業や当組合事務所の移転事業による予算の増となったが、各種特別会計とともに執行は良好と認めました。各会計別の主たる審査の結果は、下に記述いたしました。

まず3ページですが、平成29年度各種会計決算総括表、これは一般会計、特別会計、歳入歳出ともに御参照願いたいと思います。まず、歳入については、収入未済がありません。収入率も100%。それから歳出については、不用額3,357万9,191円。執行率は99.28%と。差し引き3,892万9,348円となりました。御参照願います。

4ページでございますが、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計、これについても御参照願いたいと思います。

5ページですが、平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額46億4,307万1,000円となり、前年度比46.6%の増となりました。その内訳は、市町村負担金が27億4,507万8,000円と59.1%を占め、使用料及び手数料の1,512万円、国庫支出金5億6,225万6,000円、繰入金7,365万8,000円、諸収入の再資源化物売払代と再商品化分配金と合わせて1,865万4,000円が主たるものであります。

歳出については、義務的経費が13億1,058万4,000円と全体の28.4%を占め、前年度比3.9%の増となり、その内訳は人件費が12億1,132万7,000円、前年度比3.4%の増、公債費が8,416万7,000円、前年度比11.3%の増となりました。

投資的経費におきましては29億506万2,000円、前年度比174.9%の増となり、これは事務所移転のための改修工事、消防における富谷消防署へ配備の指揮車購入、さらに水槽付ポンプ自動車の更新、それからごみ焼却施設整備事業によるものが大きなものでございました。増となった理由です。それから、歳入決算については、今述べたとおりともに増、歳出との差し引きについては前年度比91.6%の減額となりました。これは総括表を見ていただきたいと思います。歳入歳出ともに前年度より増額となり、実質収支額は3,840万6,000円となりました。

各部門において若干申し上げたいと思います。

黒川地域は県の中心に位置し、仙台北部工業団地を初め各地域への大型企業の進出や周辺地域の住宅団地の造成、道路網の整備により発展が著しく、人口増加や都市化により市街地の形成も進んでいる状況にあります。厳しい財政状況のもと、黒川地域行政事務組合の役割はますます大きく各市町村と連携を図り、年次計画に基づき引き続き各施設の整備、維持補修に努められたい。また、今般の職員の不祥事を踏まえ、綱紀粛正に努められたい。

職員福利厚生を担う総務部門としては、職員の研修については、新規採用に伴う新任層あるいは段階的な中堅層の積極的な研修受講を計画し、後継者の育成を図ることを望むものであります。

衛生部門についてですが、黒川浄斎場は管理業務を民間に委託し5年目となり、あわせて24時間対応の予約システムにより受付事務の迅速化と行政サービスの向上が図られていると思います。

環境衛生センターは、管理業務を民間に委託し7年目となりますが、老朽化に対処し、維持補修に努められながら管理しておるようでございます。

環境管理センターは、3カ年の継続事業としてのごみ焼却施設の工事が完了し、管理業務を民間に委託し、順調に稼働しております。東日本大震災時のごみや農林業系廃棄物の試験焼却は地元の理解のもとに安全に進められたい。

次、6ページにまいりますが、消防部門について申し上げます。

消防においては、本部、各消防署、各出張所の機能の充実、強化が確立し、特に南部地域の消火、救急業務は現場到着時間が短縮されたと思います。緊急指令装置及び救急無線施設デジタル化の運用と情報の収集や確認、指導業務、的確な予防業務に努められ、公立黒川病院とも連携を図り、救急業務の迅速・効率化に期待するものであります。

さらに、消防施設、車両等の耐用年数を考慮し、今後とも年次的に更新されたい。また、昨今の西日本災害発生に鑑み、大規模な自然災害などへの対応と、地域住民の安全・安心の確保に努められたいと思います。

火災予防では住宅火災に対応し、住宅用火災報知機の設置についてもさらに普及促進に努め、地域自主防災組織や婦人防火クラブを通じてさらなる防火防災意識の高揚に期待するものであります。

最後に、教育部門ですが、視聴覚教材センターの運営については各学校、公民館、市町村とも連携し見直しも検討の上、子供会、生き生きサロン、交通安全協会等、利活用に努められたい。

適応指導教室、「黒川けやき教室」については、中学生生徒の高校への進学もあり、不登校児童生徒や保護者、学校との相談業務を初め、今後もボランティアの支援を受けながら、学校への復帰

支援を目標とし、自立の支援になお一層努められたい。

次に、公有財産についてですが、これにつきましては建物の増であります。70平米、本庁舎、これは組合前の倉庫兼車庫、この施設が増となります、70平米。さらに、公有財産では、ごみ焼却施設、いわゆる管理センターの2,766.34平米、これが増となりました。

次に、8ページにまいります。

基金については、財政調整基金、現金として2億1,857万4,000円、決算年度中の増減が1,303万3,000円の減額、決算年度中の現在高が2億554万1,000円、これについては備考の欄に付しております。28年度の剰余金積立が3,000万円、一般会計繰出が7,365万8,000円、予算積立が3,060万4,000円、それから積立利子が2万1,000円になります。

次に、黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。これについては前年度比は括弧書きのとおりであります。審査状況は、開催回数が117回、件数にして3,803件のようでありました。これらの予算については、介護認定審査会は医療、保健、福祉の各分野の専門家40人の委員で5名体制による8合議体で二次判定審査を行っており、委員への報酬、それから費用弁償及び職員の人件費が主なものであります。

次に、障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算についても、ごらんのとおりであります。前年度比につきましては括弧内に付しております。審査状況は、回数が12回、毎月1回、件数については122件。障害支援区分認定審査会は、医療、保健、福祉、障害福祉の各分野の専門家による10人の委員で5名体制による2合議体で審査しており、これも審査会委員への報酬及び費用弁償が主なものであります。

それから、29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算であります。これについてもごらんのとおりの金額になっております。前年度比は括弧内のとおりであります。医業収支比率96.4%、前年度が95.3%であります。

資本的収支が、資本的収入4億9,950万8,000円、資本的支出が4億9,950万6,376円。

公益社団法人地域医療振興協会に管理運営を委託し13年となりました。新公立黒川病院改革プラン及びガイドラインに基づき経営改善を図り、指定管理者においては医療体制の充実、介護、保健予防事業など地域医療の充実を図り、在宅支援病院として24時間の医療体制、在宅患者訪問診療に期待したいものであります。

常勤医師20名を含む職員237名のスタッフになっており、入院患者数一般病棟延べ2万7,932人(1日平均76.5人)、回復リハビリ棟延べ1万7,959人(1日平均49.2人)、外来患者数延べ7万8,187

人（1日平均266.8人）の利用状況となっております。

指定管理者との協議を図りながら計画的にMRI、麻酔システムを初め医療機器備品を更新整備し、今後ともさらなる診療の充実と健全な経営に努められるよう希望いたします。また、消防法改正により設置義務化されたスプリンクラーを整備しました。なお、患者への利便性の向上に一層努められたい。

次に、訪問看護ステーション事業会計決算、これ消費税抜きであります、ごらんとおりで、前年度比でいずれも増となっております。訪問件数5,375回、月平均448回。

公立黒川病院と連携を図りながら、在宅で生活を保持できるよう、24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、サービス提供に努め順調に推移しております。以上であります。

次に、引き続き、別紙であります、財政健全化審査意見書、申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成29年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査しましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

審査の対象、病院事業、訪問看護ステーション事業財政の健全化に関する調書。

2ページであります、審査の概要。この経営健全化審査は、理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。個別意見及び是正改善を要する事項、資金不足は発生しておらず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、訪問看護ステーション事業会計経営健全化審査意見書。

審査の概要。この経営健全化審査は、理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。個別意見及び是正改善を要する事項、資金不足は発生しておらず、特に指摘すべき事項はありませんでした。それに対する調書関係については、3ページに添付してありますのでごらん願いたいと思います。

以上でございます。終わります。

○議長（平渡高志君） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

暫時休憩に入ります。休憩時間は10分であります。お願いします。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 認定第1号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第6、認定第1号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に各担当部署から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書4ページをごらん願います。

認定第1号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております別冊の各種会計決算書と附属資料により御説明申し上げます。

初めに、決算書にて説明しますので、2ページ、3ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算です。

歳入の合計額は、予算現額46億3,772万1,000円に対しまして、調定額46億4,307万1,718円、収入済み額も同額でございまして、収入未済額はございません。

続いて、4ページ、5ページをお開き願います。

歳出の合計額でございしますが、予算現額46億3,772万1,000円に対し、支出済額は46億466万5,385円となり、翌年度繰越額はございません。歳入歳出差引残高は3,840万6,333円でございます。

続いて、決算書の36ページをお開き願います。

平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございまして、単位は1,000円で記載しております。3に記載の歳入歳出差引額は、3,840万6,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額の3,840万6,000円となります。このうち、地方自治法により基金へ繰り入れる額を3,000万円とするものでございます。

続いて、決算附属資料で御説明申し上げます。附属資料の1ページをお開き願います。

平成29年度一般会計決算概要について、地方自治法第233条第5項の規定により主な施策の成果

を御報告申し上げます。

組合においては、市町村の厳しい財政状況の中、「住民の安全・安心を守り住民福祉の向上に努める」ことを常に念頭に置きながら、各施設及び車両の延命化を図るため効率的・効果的な施設整備や維持管理に努め、各種事業内容を検証しながら進めてまいりました。

平成27年度から進めてまいりましたごみ焼却施設整備事業につきましては、計画どおりに施工され、最終年度の29年度には18億3,539万円を支払い、3カ年事業費総額35億8,372万円、焼却能力1日50トン、24時間稼働の事業が本年3月20日に完成し引き渡しを受けております。施設の運転管理については、民間事業者と5年間の業務委託契約を締結し、順調に運営されているところでございます。また、施設整備にあわせて進めてまいりました地元金取北地区地域振興整備事業としての集会所等の整備につきましても、大和町の御協力のもと昨年12月に完了いたしております。

さらには、平成27年の豪雨を教訓として進めてまいりました組合事務所移転事業につきましては、法務局跡地を取得し、改修工事を経まして昨年10月より新事務所で執務を開始しております。

消防部門の施設等につきましては、訓練施設の改修や延命化にあわせ、大郷出張所に女性専用の区画整備を行い、今後の女性消防職員の受け入れ環境を整備しております。消防車両につきましては、富谷消防署に指揮車を配備し、また水槽付ポンプ自動車を更新し、南部地域の消防力強化を図り、住民の負託に応えるべく順調に運用されております。あわせて、救急車へ搭載する自動心マッサージ機、患者観察装置を購入し、さらなる救急救命活動の充実を図っております。

次に、(1)の歳入歳出決算の状況でございます。関連数値は6ページの表1にあらわしてございます。

歳入総額は46億4,307万1,000円、前年度と比較して14億7,587万9,000円増加しております。歳出総額は46億466万5,000円で、前年度と比較して18億9,224万6,000円増加しております。歳入歳出差引決算額は3,840万6,000円で、翌年度への財源繰越額がないことから実質収支額も同額であり、このうち3,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ繰り入れいたしております。

次に、(2)の歳入決算の状況でございます。関連数値は6ページの表2にあらわしてございます。

歳入決算額46億4,307万1,000円については、市町村負担金が27億4,507万8,000円で、歳入の59.1%を占めております。各市町村の内訳といたしましては、富谷市が6億7,277万4,000円で24.5%、大和町が12億1,791万2,000円で44.4%、大郷町が4億5,098万6,000円で16.4%、大衡村が4億340万6,000円で14.7%となっております。ごみ処理施設建設工事の最終年度であったことから、

前年度に対して4億7,397万6,000円の増となっております。

繰入金につきましては7,365万8,000円を財政調整基金より繰り入れしております。

国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金として昨年度からの明許繰越額1億8,243万円と、当年度交付額であります3億7,972万2,000円、さらには廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金10万3,000円を合わせ、合計5億6,225万5,000円となり、全体の12.1%を占めております。

その他、自主財源であります使用料及び手数料は1,512万円で、対前年比12万2,000円の減です。諸収入については、高速道路救急業務支弁金413万9,000円で、これについても対前年比11万7,000円の減となっております。雑入の再資源物売払代と再商品化配分金、合わせて1,166万3,000円でございます。前年度より97万3,000円の増となっております。組合債につきましては、前年度から繰り越した1億8,530万円を含め総額8億340万円を計画どおりに借り入れを行っております。

次に、(3)歳出決算でございます。

性質別歳出決算の状況につきましては、関連数値を8ページの表3にあらわしております。

義務的経費が13億1,058万4,000円と、全体の28.4%を占めており、その内訳は人件費12億1,132万7,000円で、構成比26.3%、扶助費が1,509万円、公債費については8,416万7,000円でございます。ごみ焼却施設建設事業債の償還が段階的に開始したことにより、前年度より855万6,000円の増加となっております。公債費の件数は衛生債が6件、消防債が9件でございます。

投資的経費につきましては29億506万2,000円で、前年度と比較して174.9%の増加となっております。普通建設事業費としてごみ焼却施設建設工事、事務所移転に伴う改修工事、各施設の整備、補修工事のほか、水槽付ポンプ自動車の更新や大郷出張所にユニットバスを設置するなどして女性消防職員対応が可能となるよう整備を行っております。

物件費につきましては3億3,555万1,000円で、前年度より1,315万3,000円の増となりました。

積立金は3,060万4,000円の予算積立及び財政調整基金利子2万1,000円の積み立てで、合わせて3,062万5,000円を積み立てしたところでございます。

続いて、目的別歳出決算の状況でございます。10ページの表4に関連数値を明示しております。

総務費においては、前年度と比較して4,531万1,000円の増加となりましたが、組合事務所の改修工事に係る経費でございます。

衛生部門においては、それぞれの施設整備について定期補修を実施することにより、機能維持と延命化に努めております。

黒川浄斎場につきましては、火葬執行件数が733件で、施設管理業務委託による管理体制の充実を図るとともに、計画的な施設整備の補修を実施しております。

環境衛生センターについては、搬入総量1万4,600キロリットルで、前年度と比較すると160キロリットル減少しています。搬入内訳としては、し尿が5,237キロリットルで、対前年比106キロリットルの減、浄化槽汚泥が9,363キロリットルで、これも対前年比54キロリットル減少しております。施設については、計画的に整備・補修を行い、公害のない安全で効率的な施設運営を図っております。

環境管理センターにつきましては、本年1月からは新焼却炉での試運転を兼ねた焼却処理を行い、ごみ搬入総量は1万5,094トンで、ごみの減量化等について地域住民の皆様の御協力を得た結果、前年度に比較して173トンの減となっております。ダイオキシン類測定を初め施設機能を把握するとともに、計画的な改修整備を実施し、公害のない安全で効率的な施設管理運営に努めております。また、ごみ焼却整備事業については、平成30年4月運用を目標に事業を進めてまいりましたが、平成29年度において本体燃焼設備の工事が完工し、本年3月20日に施設の引き渡しを受けております。既存のごみ焼却炉の老朽化による本整備事業は組合にとって喫緊の課題でありましたが、約36億円の巨費を投じ最新の技術の粋を集めて建設された施設であり、その規模は鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建て、延床面積2,766平方メートルで、各種の公害防止装置を備え、ばいじん、ダイオキシン類等、あらゆる公害防止に万全を期すとともに、自然環境との調和に十分配慮した施設となっております。また、ごみの焼却によって得られる熱エネルギーにつきましては、施設内道路のロードヒーティング、暖房、給湯など施設内外への余熱供給を行っており、エネルギーの有効利用を考慮した熱回収施設となっており、現在は順調に運転管理がなされております。

最終処分場につきましては、埋め立て開始から17年を経過し、埋め立て地容積9万立方メートルに対し、埋め立て累計4万5,208立方メートルとなり、埋め立て率は50.23%となっております。最終処分場維持管理基準に基づく施設管理を実施するとともに、計画的な維持補修を行い、安全で安定的な施設管理運営に努めております。

消防部門については、計画的な施設整備として、昨年の黒川消防署補助訓練棟に引き続き本訓令棟の傷みの激しい部分の改修工事を行い、施設の維持を図りました。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行により、女性消防員への対応のため大郷出張所にユニットバスの設置を行っております。

車両整備においては、管内南部地域の消防力強化を目的として富谷消防署に指揮隊を配置するた

め指揮車を配備するとともに、18年間運用した水槽付ポンプ自動車を更新し、災害対応力の充実に努めました。

施設管理では、消防指令センター及び消防救急デジタル無線施設の保守点検を委託し、機器の故障時等の対応、リモートメンテナンスによるソフトウェアの改善等を図り、正常な機能維持に努めました。

消防団活動においては、大郷野球場を会場に黒川地区連合消防演習の開催を支援し、地域に密着した防災機関のかなめとして地域の安全・安心の確保と、郷土の復興に一致団結して邁進するとともに、関係機関相互の協力体制の強化と防災思想の普及を図りました。

職員育成にあつては、常に消防に関する基礎知識、技能の習得並びに防火・防災及び特殊災害に対応するための知識及び技能の習得のため、消防学校への入校及び各種研修会へ派遣し、災害対応能力の向上に努めました。また、火災予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者を計画的・積極的に養成しました。

大企業とその関連企業の進出にともない、事前情報の収集や対応に努め、土地開発行為に伴う消防水利の指導、建物の消防同意に伴う消防用設備等設置指導及び危険物施設許認可業務等の事務を円滑に処理しております。

火災予防では、防火・防災管理体制の強化や住民に対してさらなる住宅用火災警報器の設置について積極的に推進するとともに、地域自主防災組織や婦人防火クラブを初め各種団体の研修会、訓練指導を通じて、防火・防災意識の高揚を図りました。

救急については、救急車5台の運用及び仙台黒川地域メディカルコントロール体制の充実、より高度化が求められている救急業務に対応するための救急救命士の養成、さらには気管挿管、薬剤投与、ブドウ糖溶液等認定に係る救急救命士の講習やその他各種研修を計画的に実施しました。また、住民等に対して救命措置及び救命支援の大切さについての普及啓発を図るため、AEDを含む救命講習会及び普通救命講習会を開催して、修了者が1世帯に1人の実現を目標に積極的に推進しております。

次に、教育部門です。

「黒川けやき教室」においては、主任指導員1名、指導員1名を配置し、通所児童生徒に対し学校復帰への支援に当たってきました。今年度は、11名の通所者がおり、前年度に対して1名の増加となっております。また、黒川郡連合青年団、黒川チャリティーコンサート実行委員会より、けやき教室の児童生徒のためにということで寄附金を受けており、学童用椅子の購入を行っております。

教材センターにおきましては、年4回発行の組合広報紙において機材等のPRを行い、利用促進に努めております。

小学校、中学校結核対策委員会の事務事業については、結核対策委員会については検討の必要性が生じた場合に開催するものとしており、平成29年度中の開催実績はございませんでしたが、各学校における結核検診の実施状況及び学校医における内科検診結果を管内教育委員会へ通知しておるところでございます。

以上、総括的な説明をさせていただきました。詳細については担当課よりそれぞれ御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 財政課参事佐々木匡子君。

○財政課参事（佐々木匡子君） それでは、決算書10ページ、11ページ、決算附属資料12ページをお開き願います。

黒川地域行政事務組合一般会計の決算の歳入について御説明申し上げます。

まず、決算附属資料の12ページ、13ページと、決算書の10ページ、11ページから説明申し上げます。

決算書の1款1項1目市町村負担金は、総額27億4,507万8,000円の負担金をいただいております。負担金につきましては、組合規約に基づきまして事業ごとに各負担割合による負担金をいただいております。市町村の負担金につきましては、富谷市6億7,277万4,000円、大和町12億1,791万2,000円、大郷町4億5,098万6,000円、大衡村4億340万6,000円となっております。前年対比で20.9%の増となっております。また、各事務事業ごとの費目ごとの金額につきましては、決算書の備考に記載のとおりとなっております。また、12ページには事務事業ごとの組合規約による負担率につきまして、少数点以下第5位までを求めて負担金を算出しておりますので御参照願います。

続きまして、2款使用料及び手数料ですが、1,511万9,808円の収入済額でございます。

1項使用料772万5,198円、そのうち745万9,000円につきましては斎場使用料となっております。決算附属資料13ページに斎場使用料件数がございますように、合計733件を火葬執行しております。

続きまして、2目総務使用料26万6,198円につきましては、組合が所有しております各施設内の電力柱の占有料1万4,804円と、自動販売機の設置使用料25万1,394円となっております。

続きまして、12ページ、お開き願います。

2項手数料につきましては、739万4,610円の収入済額でございます。

1目衛生手数料442万9,660円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処分手数料438万9,660円と、

一般廃棄物処理業許可申請手数料等4件4万円でございます。

決算附属資料13ページには、②各市町村の搬入量を、③では一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料の内訳を記載しております。

また決算書に戻りまして、2目消防手数料296万4,950円につきましては、政令によります消防危険物施設許可申請手数料の収入でございます。

決算附属資料の13ページに記載しておりますけれども、④危険物施設の許可申請手数料が184件、287万150円。火薬類の消費許可申請手数料12件、9万4,800円の収入となっております。

次に、決算書12ページ。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金ですが、循環型社会形成推進交付金といたしまして3億7,972万2,000円の収入済額となっております。ごみ焼却施設整備事業に対して補助があったもので、廃棄物の3Rを推進するために循環型社会の形成を図ることを目的に交付されたものでございます。また、同じくこの事業の28年度からの事業の進捗分による繰り越し分につきましても1億8,243万円が交付されております。

次に、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金10万3,680円ですが、震災に関する補助事業といたしまして最終処分場の地下水の測定料として補助があったものでございます。

次に、4款県支出金1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金で6万3,432円の収入済額となっております。

次に、5款財産収入1項財産運用収入ですが、3万9,843円でございます。大平にあります旧衛生処理場跡地の電話電力柱土地貸付収入1万4,700円、あと財政調整基金利子2万5,143円と合わせた収入額となっております。

続きまして、6款寄附金1目教育費寄附金といたしまして、黒川郡連合青年団より「けやき教室」の児童生徒のためにと御寄附をいただいたことによる収入済額3万円となっております。改めて御礼申し上げたいと思います。

次に、7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございますが、7,365万8,000円を繰り入れしております。主な充当分といたしましては事務所の改修工事等に充当しております。

続きまして、次のページをお開き願います。

8款繰越金ですが、前年度の繰越金で、そのうち繰越明許といたしまして管理運営費繰越金、これにつきましては事務所改修設計業務委託料が216万円、消防費繰越金で富谷消防署配置の指揮車購入分1,404万円、あとごみ焼却施設整備事業繰越金3億9,745万円となっており、それぞれ年度内

の事業執行は不可能であるとのことから繰り越しいたしましたが、平成29年度で繰越明許の額のとおり執行され、支出されております。その他、28年度からの繰越金といたしまして1,112万2,529円となっております。備考欄には費目ごとの繰越額を記載しておりますので、ごらん願いたいと思います。

続きまして、9款諸収入でございますが、1,865万4,426円の収入額となっております。1項組合預金利子3万7,845円は、一般会計等の預金利子でございます。2項受託事業収入の消防費受託事業収入ですが、高速道路救急業務支弁金で413万9,600円ございました。

決算附属資料の14ページをお願いいたします。14ページには算出根拠をお示ししております。

昭和55年12月1日に締結いたしました建設省、消防庁、日本道路公団三者での覚書に基づく算出でございます。平成29年度支弁額につきましては、係数の見直しがございましたので、当初予算額と比較いたしまして11万7,000円少なくなっております。

また決算書にお戻りいただきまして、3項雑入1,447万6,981円の収入となっております。主なものにつきましては、団体保険事務取扱手数料89万3,515円、再資源化物売払金688万8,970円、再商品化配分金477万4,437円、あと防災ヘリ市町村等助成金99万7,220円が主なものでございます。

附属資料14ページには、環境管理センターにおけます再資源化物売払と再商品化配分金の金額、内訳、数量等を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

10款組合債1目衛生債、施設等ごみ焼却施設整備事業のうち繰越明許1億6,420万円を含む6億9,400万円、復旧復興事業で繰越明許を含む5,900万円、衛生債合わせて7億5,300万円を起債、借入しております。また、2目消防費につきましては、水槽付消防ポンプ自動車、一般単独事業債分3,260万円、施設等整備事業分1,780万円、計5,040万円の借入額となっております。組合債合計額8億340万円の起債額となります。歳入合計予算額46億3,772万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも46億4,307万1,718円となりました。

以上が、歳入の説明でございます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、歳出について御説明いたします。

決算書16ページ、17ページ、あわせて附属資料15ページをお開き願います。

最初に、1款議会費であります。予算現額244万6,000円に対し、支出済額が230万2,385円で、14万3,615円の不用額となっております。

附属資料の15ページに整理しておりますとおり、定例会が3回、臨時会が2回おのおの招集され、

38件の案件について御審議をいただきました。また、全員協議会を2回開催していただきまして、表記の件名について御協議をいただきました。これらの議会運営に要した経費を各節から支出しております。

次に、2款総務費であります。

決算書16ページ、17ページにお戻り願います。

総務費総額で予算現額1億9,502万7,000円に対し、支出済額が1億9,362万5,066円、繰越明許費につきましては、事務所改修設計業務委託にかかった経費216万円でございます。不用額が140万1,934円となっております。

一般管理費につきましては、組合事務所の運営に要した経費を各節から支出しておりまして、1節は理事会の報酬、2節、3節、4節が助役、総務課及び財政課に勤務する職員9人に係る人件費を支出しております。

10節の交際費8万8,200円の支出につきましては、組合としての弔意行為に対する支出で、11節需用費281万3,770円の支出につきましては、組合事務所の管理運営に要しました計上の経費で、事務消耗品、ガス代、コピー代の印刷製本費、組合条例等整理しております例規集の追録代、電気料及び水道料の光熱水費、公用車1台の整備費を支出したものであります。

次に、12節の役務費119万4,147円の支出につきましては、組合事務所の電話料、郵便料の通信運搬費を初め、職員健康診断料、建物の火災保険料、公用車1台分の保険料を支出しております。

続いて、決算書18ページ、19ページをごらん願います。

13節の委託料につきましては、事務所移転に関する委託料といたしまして、平成28年度からの繰り越し事業となっております事務所改修設計業務委託料として216万円、事務所改修工事施工監理業務委託料162万円を支出しております。そのほか、組合各部門をネットワーク化しての各会計システムの運用に係る経費を初め、総務費扱いの職員給与電算に要した経費、産業医の委託経費、事務所の警備委託経費、それから平成29年度の新規事業といたしまして労働安全衛生法に基づくストレスチェックの業務委託料として16万5,802円を支出しており、委託料総額として1,064万4,062円を支出しております。

14節の使用料及び賃借料につきましても、旧事務所の借り上げを初め、事務機器、各会計システムなどの機器に係る各使用料と、賃借料としまして963万8,509円を支出しております。

15節の工事請負費につきましては、組合事務所の改修工事費、パソコン等電話設備の移設工事費、ブラインド等設置工事費としまして6,709万3,380円を支出しております。

18節の備品購入費につきましては、事務所の移転に伴う書棚、会議用テーブル、受付カウンター等とルーター機器の更新料として157万5,612円を支出しております。

19節の負担金、補助及び交付金10万8,820円の支出につきましては、職員研修に要した負担金であります。

附属資料18ページをごらん願います。

毎年研修計画を策定しており、計画に基づき受講しております。平成29年度は表のとおりで、20人の方が受講しております。このほか、県や共済組合で主催のメンタルヘルス関係の研修にも参加しております。

以上が総務費の1目一般管理費であります。

決算書の18ページ、19ページにお戻り願います。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回の広報「広域くろかわ」の発行経費としまして123万4,700円を支出しております。3目の財政管理費につきましては、会計年度におけます歳入歳出の精算額と、基金積立金の利子とを合わせまして3,062万5,000円を財政調整基金へ積み立てております。

4目、公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費2万1,000円を支出しております。

以上が総務費の1項総務管理費でございます。

次に、2項監査委員費について御説明いたします。

予算現額35万5,000円に対し、支出済額が30万179円で、5万4,821円の不用額となっております。例月の出納検査、定例監査、決算審査と計画どおりに実施していただきました。

なお、説明申し上げました総務費に关します概要を、附属資料の15ページから19ページに整理しておりますのでごらん願います。

以上が、議会費、総務費の決算についての概要でございます。

○議長（平渡高志君） これよりお昼の休憩に入ります。

会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 引き続き会議を再開します。

業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 総務課に続きまして、3款民生費について御説明いたします。

決算書につきましては20、21ページの上段をごらん願います。あわせまして別冊各種会計決算附属資料につきましては19ページ、御参照願います。

それでは、決算書のほうから御説明いたします。

民生費につきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、予算現額8万円に対し支出済額5万3,738円で、2万6,262円の不用額となっております。

決算附属資料の19ページに整理してありますとおり、10名の委員で構成する委員会によりまして年2回開催、11件の事案について判定いただきました。これらの判定委員会運営に要した経費を、委員謝金初め印刷製本費、コピー代、通信運搬費につきまして、あと郵便料等、各節から支出しております。

以上が民生費でございます。

決算書にお戻りいただきまして、引き続き決算書は20、21ページをごらん願います。

衛生費について御説明申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費及びごみ焼却施設施設整備に要する経費でありまして、衛生費全体で30億6,277万2,000円に対し、支出済額30億4,187万8,977円で、2,089万3,023円の不用額となっております。

衛生費の各経費について御説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費について説明申し上げます。

決算附属資料20ページ上段もあわせて御参照願います。

保健衛生総務費につきましては、衛生部門の各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費でありまして、予算現額2,402万6,000円に対し、支出済額2,373万8,636円で、28万7,364円の不用額となっております。2節給料から4節共済費までは、業務課の衛生部門担当職員4人に係る人件費でございます。その他、11節需用費から13節委託料までは、消耗品費や公用車管理経費など経常的経費に支出しております。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明申し上げます。

火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3,623万4,000円に対し、支出済額3,567万8,505円で、55万5,495円の不用額となっております。火葬場の管理につきましては、平成26年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。11節需

用費につきましては、火葬用の消耗品、火葬用灯油代、施設電気代、修繕として待合ホールのFFヒーターの修繕や待合室の畳交換などを行い、運転管理経費で充てております。12節役務費から、ページをめくっていただきまして、13節までにつきましては、電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬等業務委託、庭園管理業務委託、清掃業務委託などの各種業務の委託経費に支出しております。最後の除雪につきましては、今年度降雪が多く、支出が増大しております。108万3,888円の支出となっております。14節使用料及び賃借料につきましては、空調設備等の賃借経費等となっております。15節工事請負費につきましては、屋上防水補修工事及び告別棟屋根防水工事、告別ホールエアコン更新工事、そして計画的な火葬炉修繕工事の各補修経費等であります。別冊の決算附属資料20ページには、工事内容がこまかく記載されておりますので御参照願いたいと思います。19節につきましては黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会の負担金に支出しております。

次に、4款2項1目し尿処理費について説明申し上げます。

し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額6,059万3,000円に対し、支出済額5,779万2,219円で、280万781円の不用額となっております。し尿処理施設の管理につきましても、平成23年度から民間委託しておりますので、火葬場費と同様に人件費の計上はございません。11節需用費につきましては、機械設備消耗品、汚泥焼却用のA重油代、施設の電気代、し尿処理用の薬品代等の運転管理の経費でございます。12節につきましては汚泥焼却炉のばい煙測定やダイオキシン検査及びし尿汚泥の放射能セシウム等の公害防止の各種検査経費でございます。

別冊の決算附属資料21ページの手数料の成果の欄には各種検査結果が記載されており、排ガスそれから焼却灰、作業環境中のダイオキシン類それからし尿汚泥の焼却の放射性セシウム濃度、ばいじん及び硫酸化物の化学物質などにつきまして適正に維持管理されていることとなっております。

決算書に戻っていただきまして、13節につきましては、し尿処理施設管理委託業務等の委託経費でございます。15節工事請負費は、汚泥脱水機整備工事やし尿処理施設整備工事などの補修経費、それから管理棟の屋根、処理棟の西側屋上の各防水工事等に支出しております。

次に、4款2項2目ごみ処理費について御説明申し上げます。あわせて、決算附属資料につきましては23ページから27ページ、こちらについて御参照願いたいと思います。

ごみ処理費につきましては、各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額2億6,714万8,000円に対し、支出済額2億5,197万3,410円で、1,517万4,590円の不用額となっております。2節給料から次のページ7節までは、ごみ処理施設の職員13人に係る人件費と手選別等の

臨時職員12人に係る賃金で支出しております。11節需用費につきましては、各機械設備の消耗品購入代、それからごみ焼却用のA重油代、こちらにつきまして決算附属資料に出ておりますが、ごみ焼却用のA重油代が542万6,000円を初めとした燃料代で629万2,905円、施設電気代が3,220万5,791円、ごみ焼却処理用の薬品代1,140万7,102円等を初めとする各需用費、それから修繕料等の運転管理経費でございます。12節につきましては、ごみ焼却施設のばい煙やダイオキシン検査などの公害防止のための各種検査経費でございます。

決算附属資料の24ページから25ページにかけては、そちらの各種検査の結果が記載されております。し尿処理と同様、各種ダイオキシン、それから放射性セシウム等々適正に維持管理されておりますので、御参照願いたいと思います。

13節につきましては、瓶それからペットボトル等の再商品化業務委託、焼却施設の点検・清掃業務委託を初め、各種業務委託経費でございます。

決算附属資料の25ページの成果の欄に記載しておりますが、ガラス瓶、こちら無色、茶色その他の色で合計で250トン等々、ペットボトルなど合わせて506トンの資源ごみをリサイクルしているものでございます。また、使用済みの乾電池は8トン、白色トレイ2トン、小型家電につきましては約30トンをそれぞれリサイクルしているものでございます。

14節はコピー機リース等の賃借経費、15節はごみ焼却施設整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事などの計画的な補修経費でございます。工事内容については、決算附属資料の26ページを御参照願います。こちらのほうに昨年度の工事内容等を記載しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

19節は環境管理センター周辺対策協議会負担金等の各種負担金で、27節につきましては公用車管理経費などの経常的経費に支出したものでございます。

次に、4款2項3目ごみ焼却施設整備事業について御説明申し上げます。

決算書については、26、27ページごらん願います。あわせて、決算附属資料につきましては27から28ページ、参照願います。

ごみ焼却施設整備事業につきましては、ごみ焼却施設建設の事業推進に要する経費でありまして、最終年度であります今年度は予算現額26億4,052万2,000円に対し、支出済額26億4,026万9,302円で、25万2,698円の不用額となっております。9節旅費につきましては、ごみ焼却燃焼装置の工場検査に要した経費であります。13節委託料につきましては、工事施工監理の業務委託に要した経費であります。1,026万円となっておりますが、総額については附属資料の成果の一覧の欄に記載してお

りますが3,024万円、こちらが総額となっております。また、ごみ焼却施設の整備の完成後、既存焼却施設の解体及びペットボトル減容施設の整備、管理棟及び計量器の整備を、循環型社会推進交付金を活用し計画するもので、今年度につきましては基本計画として172万8,000を支出しているものでございます。15節工事請負費につきましては、合計26億53万2,000円を支出しましたが、内訳としては決算附属資料28ページに整理しておりますとおり、平成28年度の繰越分7億6,518万円及び平成29年度の出来高として焼却炉及び建屋に係る経費に18億3,535万2,000円を支出しておるものでございます。合計金額につきましては、決算附属資料27ページに戻っていただきまして、こちら合計金額の一番上ですね、工事費合計ということで35億8,372万1,000円となっております。19節につきましては、地元金取北地区地域振興整備事業の集会所建てかえ及び駐車場整備事業について、大和町が実施しました事業等に対する補助金・負担金となります。決算附属資料28ページの上段に整理しておりますが、こちら2カ年度計画事業で整備する2年目となりまして、今年度につきましては建設等に対して1,907万3,000円及びチェーン着脱場整備事業に対し820万8,000円の、合計2,728万792円を負担したものでございます。

次に、4款2項3目最終処分場費について御説明申し上げます。

決算書につきましては26、27ページ、ごらん願います。あわせて、決算附属資料は28ページから30ページとなっております。

最終処分場費につきましては、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3,424万9,000円に対し、支出済額3,242万6,905円で、182万2,095円の不用額となっております。11節需用費につきましては、車両用の消耗品、車両用の燃料代、施設の電気代、浸出水処理用の薬品代等の運転管理経費でございます。12節につきましては、地下水のダイオキシン水質検査等の公害防止のための各種検査経費でございます。別冊の決算附属資料の29ページのほうに、水質検査業務の成果の欄につきまして各種検査結果が記載されております。御参照願いたいと思います。全て基準値内ということで運営されているものでございます。13節委託料につきましては、最終処分場施設維持管理業務委託を初めとする各種業務委託経費でございます。15節工事請負費につきましては、砂ろ過・活性炭入れかえ及び処理槽の清掃などの補修経費であります。工事内容につきましては、決算附属資料の30ページをごらん願います。

以上が衛生費でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） 続いて、5款消防費の歳出について御説明申し上げます。

決算書26ページ、27ページ下段から、あわせて決算附属資料31ページをお開き願います。

消防費総額で、予算現額12億7,880万5,000円に対し、支出済額が12億6,860万3,881円で、1,020万1,119円の不用額となっております。

それでは、消防費の1項1日常備消防費につきまして御説明申し上げます。

1日常備消防費、予算現額は11億4,000万9,000円に対しまして、支出済額が11億3,048万8,696円で、952万304円の不用額となっております。常備消防費につきましては、消防本部の運営に要した経費を各節から支出してありまして、2節・3節・4節が消防長以下職員145人分の人件費を支出してあります。

次に、8節の報償費、28ページ、29ページをお開き願います。

8節の報償費、1万6,848円の支出につきましては、11月の秋の火災予防運動にあわせて防火ポスターコンクールを開催し、特選・入選の副賞並びに参加賞代として支出してあります。

次に、9節の旅費につきましては、附属資料31ページに整理してございます。普通旅費につきましては、主に全国消防長会東北支部事業の研修会・講習会等の出張、そのほか職員の勤務調整などによる車賃に支出してあります。特別旅費につきましては、救急救命士養成に伴う救急救命東京研修所の研修及び消防大学校と宮城県消防学校の年次研修計画に基づく入校旅費などでありまして、旅費の支出済額は380万100円となっております。

次に、11節の需用費3,509万6,739円の支出につきましては、庁舎管理費及び総務・警防・救急・救助・予防関係の消耗品費、被服費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料などに支出したものであります。

初めに、庁舎管理費から説明いたします。決算附属資料は31ページとなります。

修繕料の主なものといたしましては、黒川消防署仮眠室のペアガラスへの修繕、大郷出張所車庫シャッターの緊急修繕、消防本部バルコニー外壁修繕などでありまして、

次に、総務管理費でございます。消耗品費につきましては、被服費、パソコンプリンタートナー、コピー用紙等の事務用消耗品、清掃用品などでありまして、被服費の主なものとしましては、警防隊・救助隊・救急隊の活動服や防寒ジャンパー等を計画的に更新して貸与してあります。さらには、平成30年度採用者の被服貸与一式を新規に購入してあります。燃料費につきましては、LPガス代、灯油代、合わせて285万4,465円を支出してあります。光熱水費につきましては、水道料、電気料でありまして、合計947万600円を支出してあります。

次に、警防管理の消耗品費につきましては、主なものとして消防用ホース、油火災用の消火薬剤、

漏油処理剤などの購入であります。修繕料につきましては、山火事用の高圧ポンプ修理などであり
ます。

続きまして、警防救急費の消耗品につきましては、主に救命処置に必要な除細動パットの消耗品
及び感染防止衣、手袋、ラミネートシート等の感染防止用消耗品の購入であります。印刷製本費は、
救急記録票、救急講習の修了証等の作成でございます。薬品費につきましては、救急救命士の救命
行為用薬品、アドレナリン及び輸液製剤、ブドウ糖溶液や生理食塩水、並びに感染防止用薬品、消
毒用エタノールなどの購入でございます。

次に、警防救助費の消耗品費については、主に救助活動上必要な救助ロープ及び革手袋、カラビ
ナ、ザイル、空気呼吸器用消耗品等の購入であります。

○議長（平渡高志君） 次長、あんまり細かく言わなくていい。

○消防本部次長（佐藤喜好君） はい。修理につきましては、空気呼吸器のボンベ、バルブ等の交換
が主なものでございます。

続きまして、予防管理費の消耗品につきましては、幼年消防クラブ育成風船やヘリウムガスの購
入であります。印刷製本費につきましては、火災予防運動ポスターの作成や立入検査結果通知書の
印刷、火災調査報告書に添付する写真の現像料等であります。

次に、12節の役務費であります。附属資料は33ページ上段をごらん願います。

通信運搬費につきましては、電話料、指令回線等の使用料でありまして、859万3,527円を支出し
ております。各種手数料としまして、電気工作物や職員健康診断料に支出しているものでございま
す。役務費支出済額は、1,528万4,644円となっております。

次に、13節の委託料であります。こちらは救急救命士が行うためのメディカルコントロール病
院からの指示・指導・助言などの事後検証委託料などであり、314万1,774円の支出となっております。

次に、14節の使用料及び賃借料であります。これにつきましては消防本部の印刷機の賃借料と、
2署・2出張所の寝具47組の賃借料であります。使用料及び賃借料の支出済額は250万344円となっ
ております。

次に、15節の工事請負費であります。決算書30ページ、31ページ、附属資料33ページ下段をあ
わせてごらん願います。工事につきましては、大郷出張所の2階にユニットバス設置工事を行い、
女性職員対応の施設環境を整えました。また、消防本部訓練棟を部分改修し、施設の維持を図って
おります。工事請負費の支出済額は1,536万5,430円となっております。

次に、18節備品購入費であります。附属資料34ページをお開き願います。

庁用器具費としまして、昨年度に引き続き黒川消防署仮眠室の畳ベッドの更新、富谷消防署の職員増員による防火衣ロッカーの購入等、消防本部の事務用椅子の計画的更新に要した経費でございます。機械器具費としましては、救急・警防・救助備品といたしまして自動心マッサージ機、空気呼吸器などの計画的な更新でございます。備品購入の支出済額は1,226万645円となっております。

次に、19節の負担金、補助及び交付金であります。これにつきましては全国消防長会等の各種団体の会費、消防大学校・宮城県消防学校や救急救命研修所の研修負担金及び各種講習受講負担金、並びに黒川地区少年婦人防火委員会への補助金であります。支出済額は、775万6,900円となっております。

以上が1目の常備消防費であります。

続きまして、2目消防施設費を御説明いたします。予算現額1億3,879万6,000円に対し、支出済額が1億3,811万5,185円で、不用額は68万815円となっております。

それでは節ごとに御説明いたします。

初めに、11節の需用費1,324万1,499円の支出につきましては、消防車両、通信指令関係の消耗品、燃料費、修繕料などあります。

附属資料35ページをあわせてごらん願います。

初めに、消耗品費につきましては、消防車両の夏タイヤ・冬タイヤの更新、その他車両の維持管理に必要な機械・消耗品の購入であります。燃料費537万4,556円の支出につきましては、消防車両28台のレギュラーガソリン、軽油などの燃料代で支出しております。次に、通信機器設備修繕料214万5,960円につきましては、大衡出張所の指令装置の無停電電源装置の更新と、通信機器等の有償部品の交換修理などに支出しております。消防車両整備修繕料につきましては、車検整備、定期点検並びに消防ポンプ自動車・救急自動車の故障修理などに要した経費として443万6,748円を支出しております。

次に、12節の役務費144万5,110円の支出につきましては、各種手数料としまして消防車両の車検手数料が主なものであります。自動車損害保険料につきましては、29台の自賠責保険料、自動車損害共済分担金に支出したものであります。

13節の委託料5,032万5,300円の支出につきましては、消防救急デジタル無線と消防指令システムの保守点検業務委託や、無線局の定期検査業務委託料、気象観測器の整備並びに検定業務委託に支出したものであります。

18節の備品購入費であります。これにつきましては、富谷指揮1号車の納入時期が平成29年8月末となりましたことから、28年度予算から1,404万円を29年度に繰り越ししております。富谷タンク1号車の更新事業としまして5,659万2,000円、2台の公用車計で7,063万2,000円であります。通信機器購入費167万3,676円は、携帯無線機3台、署活系無線機3台の購入であります。

27節の公課費であります。平成29年度に自動車車検の対象となりました13台分の自動車重量税であります。公課費の支出総額は79万7,600円となっております。

以上が、2目消防施設費であります。

以上で、平成29年度の消防部門の決算の概要について説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 6款教育費を御説明申し上げます。

決算書につきましては、32、33ページ、決算附属資料につきましては36、37ページをごらんになっていただきたいと思っております。

教育費につきましては、教育委員会費、社会教育費、適応指導教室費、結核対策委員会費に要する経費でありまして、教育費全体で予算減額1,432万1,000円に対し、支出済額1,403万3,827円で、28万7,173円の不用額となっております。

次に、教育費の各経費について御説明いたします。

6款1項1目教育委員会費は、914万2,000円の予算額に対しまして、支出済額が911万2,759円となっております。定例会に要しました経費といたしまして、1節の報酬を初め2節から3節、4節までが職員1人分の人件費が主なものでございます。

19節に負担金、助及び交付金といたしまして、黒川郡教育委員会連絡協議会の負担金といたしまして4,500円を支出しているものでございます。

2項1目社会教育総務費、こちらにつきましては視聴覚教材センターに係る経費で、10万7,000円の予算額に対して、10万6,488円の支出となっております。18節備品購入費につきましては、視聴覚教材のDVDの購入に要した経費となっております。

附属資料の36ページをごらんになっていただきたいと思っております。こちらに視聴覚教材センターの利用状況を掲示しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

再び決算書32、33ページをお願いいたします。

3項1目適応指導教室費でございますが、500万1,000円の予算に対しまして、支出済額が481万3,980円で、けやき教室の運営に要しました経費でございます。2名の指導員の賃金が主なもので

ございます。8節の報償費につきましては、ボランティアの講師についての謝礼となっております。9節の旅費につきましては、普通旅費で指導員の車の借り上げの旅費となっております。11節の需用費につきましては、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費ということでございますが、消耗品につきましては、教材や教科書などを購入しているものでございます。12節の役務費、こちらについては通信運搬費、それから、ページをめくっていただきまして、職員の健康診断、それからボランティアの保険料となっております。ボランティアの保険料につきましては1人300円ということとなっております。14節の使用料及び賃借料につきましては、コピー機の賃借料、再リースとして7,516円、テレビ受信料として1万4,545円を支出しているものでございます。18節備品購入費につきましては、庁用器具として「けやき教室」の備品、オープンレンジ及びパーティーション、それから学童用の椅子を購入しているものでございます。

決算附属資料の37ページをお開き願いたいと思います。

「けやき教室」の開所日数につきましては198日間、通所児童生徒が11名おりました。また、相談件数につきましては247件ありました。こちらにまとめておりますのでごらんになっていただきたいと思います。それから、進路状況につきましては高等学校入学、4名が高校に入学しているということになります。

また決算書に戻っていただきたいと思います。34ページ、35ページ。

4項1目結核対策委員会でございますが、7万1,000円の予算額に対しまして支出額が600円となっております。こちらにつきましては、平成26年度より結核対策委員会につきましては検討の必要性が生じた場合のみに開催ということになっております。各市町村教育委員会からの最終的な報告をまとめて市町村に報告したときの郵便料となっております。平成29年度についても開催はなかったということになります。

以上が教育費でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、7款公債費について御説明を申し上げます。

決算書につきましては引き続き34、35ページ、決算附属資料につきましては38ページをお開き願います。

7款公債費の予算現額は8,417万円に対しまして、支出済額は8,416万7,511円、不用額2,489円でございます。

まず、1項公債費1目の元金につきましては8,069万9,268円。

2目利子につきましては349万8,243円で、こちらは衛生債6件と消防債9件の元金利子の償還に要した経費でございます。

附属資料38ページをごらんください。こちらは、公債費の内訳となります。

最初に、衛生債ですが、平成29年度におきましてはごみ処理施設建設事業に係る分としまして4件、合計で7億5,300万円の借り入れを行っております。衛生債の元金未償還額につきましては、合計で8億8,419万9,000円となっております。

次に、消防債ですが、平成29年度におきまして水槽付消防ポンプ自動車更新に係る分としまして5,040万円の借り入れを行っております。なお、平成22年度で整備しました高規格救急自動車、消防ポンプ自動車につきましては、平成29年度で償還が完了しております。よって、消防債の元金未償還額につきましては2億8,573万7,000円となり、衛生債と消防債の元金未償還額の合計は11億6,993万6,000円となるものでございます。

次の、39ページにつきましては、元金利子の償還予定をグラフにあらわしたものとなっております。

それでは、決算書34、35ページにお戻りいただきまして、8款予備費でございますが、予備費については支出がございませんでしたので、10万円全額が不用額となるものでございます。

以上が、平成29年度の一般会計歳出となりまして、歳出合計につきましては予算減額46億3,772万1,000円に対しまして、支出済額46億466万5,385円、不用額が3,305万5,615円の歳出決算となるものでございます。

最後に、決算附属資料77ページをお開き願います。

財産に関する調書になります。

初めに、1の公有財産ですが、組合所有の土地につきましては合計が16万9,890.4平方メートルで、増減はございませんでした。建物につきましては、行政財産の本庁舎、非木造について70平米の増となっております。こちらは、事務所改修工事にあわせまして車庫を新築したことによる増加でございます。次に、環境管理センターの非木造につきましては2,766.34平方メートルの増であります。こちらはごみ焼却施設完成に伴う増加となっております。平成29年度中におきましては非木造で合計2,836.34平方メートルの増加となり、建物の延べ床面積の合計で2万3,332.45平方メートルとなるものでございます。

続きまして、78ページの2の基金につきましては、こちらは財政調整基金でございます。前年度末、平成28年度末の現在高でございますが、2億1,857万4,000円。決算年度中の増減額につきまし

ては1,303万3,000円の減となり、決算年度末の、29年度末の現在高は2億554万1,000円となるものでございます。増減の内訳につきましては、備考の欄にお示しのとおりとなっております。

以上が、平成29年度一般会計の歳入歳出決算の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 消防費の不用額についてお伺いします。補正で1,500万円の補正を行って、給与等は不用額、少々の不用額ということで計算しているようではございますけれども、この職員手当600万円ほど出ていますがこれの要因、また、不用額になった原因ですか、その辺をお伺いしたい。それから、一般管理費の負担金のところで、研修費で10万7,000円計上されていますが、受講者数が20名ということで附属資料にはいろいろ研修名が載っていますけれども、監査委員さんの書類の中に積極的な研修を計画して後継者の育成を図ることを望むという一文がございますけれども、この実績を踏まえてどのように計画をなされているのか、2点お伺いします。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） ただいまの議員の質問にお答えいたします。

1点目が、人件費の中での不用額という質問であったかと思っておりますけれども、不用額の600万円の内訳といたしまして、主なものとしましては時間外勤務手当が312万円、夜間勤務手当164万円、休日勤務手当が144万円等の不用額となっており、約625万円ぐらいの不用になりますが、予定していた時間外勤務、これの手当が出なかったということは大きな災害等がなくて時間外が発生しなかったために不用額が出たということが1点目の回答となります。

あと、2点目が、どのような研修をということでございますけれども、消防大学校につきましては、県内の消防本部、12消防本部の中で調整をして1名とれば職員を1名、とれないときにはゼロというときもあります。あと、宮城県消防学校の入校に関しましては、希望どおり大体2名程度、各科目ごとに職員を派遣しておりますが、過去の入校実績等それから職員の職責、それを勘案してトータル的に見てこの人が適正だろうという職員を入校させているところでございます。以上でございます。（「一般管理費のほうなので別です」の声あり）

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子さん。

○総務課長（阿部愛子君） 決算附属資料の18ページに載せておりますが、こちら毎年計画的に研修計画を策定しており、それに沿った研修の派遣を行っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 決算監査意見書の中に、5ページですけれども、研修に力を入れてほしいという御指摘がございますが、今までの実績を踏まえて今後どのようにお考えなのかという質問がありました。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 監査意見を受けまして、当然予算を伴う部分もございますけれども、従来から一般研修と専門的分野での研修、行政事務組合の場合はこの2本立てで来ておりますので、今後も引き続き、当然専門的なごみ処理、消防とか、専門的な研修を必要とする部分がありますし、町村職員と同様に一般行政に携わるための一般的な、接遇面からですね、一般的面での研修、これら従来に以上に勝る人数といえますか、そういう、予算要求に関連することでもありますけれども、監査意見を受けまして今後も取り組んでいきたい考えであります。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、認定第1号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第7 認定第2号 平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第7、認定第2号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後、業務課参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書5ページをお開き願います。

認定第2号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付して議会の認定をお願いするも

のでございます。

決算書の37ページ、38ページをお開き願います。

歳入の合計額でございますが、予算現額1,783万5,000円に対し、調定額、収入済額とも同額の1,783万4,830円でございます。対前年比32万4,000円の増でございます。

続いて、39、40ページをお開き願います。

歳出の合計額でございますが、予算現額1,783万5,000円に対し、支出済額が1,738万3,758円でございます。歳入歳出差引残高46万1,072円につきましては、平成30年度へ繰り越すものでございます。

決算書の49ページをお開き願います。

平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。単位は1,000円単位で記載しております。

歳入歳出差引額は46万1,000円であり、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、決算附属資料40ページをお開き願います。

平成29年度における主な施策における成果について、地方自治法第233条第5項の規定により御報告申し上げます。

介護認定審査会においては、審査対象者について各市町村が行った1次判定の基本調査票をもとに、特記事項並びに主治医意見書に記載された内容をもとに審査検討を行い、公正に2次判定を実施しております。

まず審査状況でございますが、医療、保健、福祉の各分野の専門家40名の委員により、5名1組の合議体を8合議体編成し審査を実施しており、審査会の開催回数は117回、3,803件の審査をしており、前年度より187件件数が増加しております。1合議体当たりの年間出席回数は約14回、1回当たりの審査判定に要する時間は平均31分でございます。

(2) 歳入歳出決算状況でございますが、歳入決算額は先ほど申し上げた1,783万5,000円、歳出決算額は1,737万4,000円で、差引額は46万1,000円でございます。

続いて、歳入決算状況でございますが、市町村負担金については25%の均等割と75%の実績割で算定しており、市町村ごとの負担額につきましては記載のとおりでございます。その他収入につきましては、繰入金74万8,000円、諸収入1万8,000円でございます。

(4) 歳出決算状況ですが、歳出の内訳は認定審査会委員の報酬並びに費用弁償が823万5,000円、職員の人件費が801万6,000円であり、その他の経費は審査会資料の印刷製本費が主たるものとなり

ます。

以上、総括的な説明をさせていただきました。詳細については、担当より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） 続きまして、決算の詳細について御説明を申し上げますので、決算書の45ページ、46ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出決算事項別明細書であります。

まずは、歳入であります。1款1項1目市町村負担金につきましては、予算現額1,706万8,000円に対しまして、収入済額1,706万8,000円の決算であります。各市町村の負担金額につきましては、先ほど会計管理者が概要説明で申し上げましたとおり、備考に記載の負担金額をいただいた内容となっております。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、予算現額74万8,000円に対しまして、収入済額74万8,285円の決算であります。前年度からの繰越金となっております。

次に、3款1項1目民生費受託事業収入につきましては、予算現額1万8,000円に対しまして、収入済額1万8,500円の決算であります。これは、生活保護受給者に係る宮城県保健福祉事務所からの介護認定審査の受託金となっております。1件当たり3,700円の受託金でありまして、年間5件分の決算となっております。

次に、3款2項1目組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額45円の決算であります。

下段の欄をごらんいただきたいと思います。収入合計としまして、予算現額1,783万5,000円に対しまして、収入済額1,783万4,830円の決算であります。

以上が歳入であります。

次は、歳出であります。次のページ、47ページ、48ページをお開き願います。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、予算現額1,783万5,000円に対しまして、支出済額1,737万3,758円で、不用額46万1,242円の決算となりました。まず、1節報酬につきましては、年間118回の審査会及び4月に実施しました全体会1回、及び3月に実施しました研修会に出席されました委員への報酬となります。2節、3節、4節につきましては、業務課職員1人の人件費となっております。9節旅費につきましては、委員に対する費用弁償となっております。11節需用費につきましては、図書追録代、コピー用紙代、コピー料金であります。12節役務費につきましては、郵便及び宅配料金並びに職員の健康診断料であります。13節委託料につきましては、職員の給与計

算電算委託料であります。14節使用料及び賃借料につきましては、全体会及び研修会の会場であります大和町まほろばホールの借上料であります。

以上が歳出の内訳となります。

次に、審査の概要について説明を申し上げますので、決算附属資料の41ページをお開き願いたいと思います。

上段にあります1の審査会の開催状況につきましては、先ほど会計管理者が40ページの決算概要で説明を申し上げたとおりであります。2の年度別対比をごらん願いたいと思います。介護認定審査会につきましては年々検査件数がふえている状況であります。3の黒川地域の高齢化率につきましては、富谷市が18.9%、大和町が21.3%、大郷町が34.9%、大衡村が28.4%となっております。4の市町村別審査件数につきましては、全体審査件数3,803件のうち、下にありますとおり富谷市が41.1%、大和町が32.6%、大郷町が17.4%、大衡村が8.8%、県の福祉事務所が0.1%となっております。

41ページをお願いいたします。

5が2次判定の結果の表となります。表の左縦列が、市町村で実施したコンピューターによる1次判定の結果となります。横列が、審査会で実施しました2次判定の結果となります。表の太枠で斜めになっているところが、1次判定と2次判定の結果において変更なしの部分となっております。6は、1次判定と2次判定の比較をまとめたものであります。2段階以上の重度変更が66件、1段階の重度変更が438件、変更なしが3,298件で、軽度変更はございませんでした。

ページをめくっていただきまして、43ページには決算の状況について前年度との比較表にまとめたものであります。ごらんをいただきたいと思います。

次に、次のページ44ページは、主要施策の概要につきまして成果をまとめ記載してございます。ごらんいただきたいと思います。

以上が、介護認定審査会特別会計決算の内容であります。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、認定第2号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩に入ります。会議の再開は10分後の2時10分でお願いします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 認定第3号 平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第8、認定第3号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書6ページをお開き願います。

認定第3号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見書を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の50ページ、51ページをお開き願います。

歳入合計額でございますが、予算現額112万6,000円に対し、調定額、収入額ともに同額の112万5,609円でございます。

続いて、52、53ページをお開き願います。

歳出合計額でございますが、予算現額112万6,000円に対し、支出済額が106万3,666円でございます。歳入歳出差引残高6万1,943円につきましては、平成30年度へ繰り越すものでございます。

決算書の62ページをお開き願います。

平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。単位は1,000円で記載しております。

歳入歳出差引額は6万2,000円であり、翌年度へ繰り越すものでございます。

ここで、決算附属資料の45ページをお開き願います。

平成29年における主要な施策の成果について、地方自治法第233条第5項の規定により御報告申し上げます。

障害支援区分認定審査対象者については、各市町村が行う1次判定の基本調査の結果をもとに、概況調査票、特記事項並びに医師意見書に記載された内容をもとに審査検討を行い、公正に2次判定を実施しているところでございます。

(1) 審査状況でございますが、審査委員は医療、保健、福祉、障害福祉の各分野の専門家10名で、5人体制による2合議体を編成し審査を行っております。審査件数は122件でございます。

(2) 歳入歳出決算状況でございますが、歳入は対前年比6万5,000円の減、歳出は対前年比1万8,000円の増となっております。

(3) 歳入決算状況でございますが、市町村負担金については、介護認定審査会同様均等割25%と75%の実績割で算定しており、市町村ごとの負担額は記載のとおりでございます。その他収入については、繰越金が14万6,000円でございます。

(4) 歳出決算状況でございますが、歳出の内訳は認定審査会委員の報酬並びに費用弁償が主たるもので、その他の経費は審査会資料の印刷製本費が主たるものでございます。

以上、総括的な説明でございます。詳細については担当課より申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） 続きまして、決算の詳細につきまして御説明いたしますので、決算書の58ページ、59ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書であります。

まずは歳入であります。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算現額98万円に対しまして、収入済額98万円の決算であります。各市町村の負担金額につきましては、先ほど会計管理者が概要説明で申し上げましたとおりで、備考に記載の負担額をいただいた内容となっております。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、予算現額14万5,000円に対しまして、収入済額14万5,603円の決算であります。前年度からの繰越金となっております。

次に、3款1項1目組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額6円の決算であります。

下段の欄をごらんいただきたいと思います。

歳入合計としまして、予算現額112万6,000円に対しまして、収入済額112万5,609円の決算であります。以上が歳入であります。

次は、支出であります。次のページ、60、61ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目障害支援区分認定審査会費につきましては、予算現額112万6,000円に対しまして、支出済額106万3,666円で、不用額6万2,334円の決算となりました。1節報酬につきましては、年間12回の審査会及び4月に実施しました全体会1回に出席されました委員への報酬となります。9節旅費につきましては、委員に対する費用弁償となっております。11節需用費につきましては、図書追録代、コピー用紙代、コピー料金であります。12節役務費につきましては、郵便料であります。

以上が支出の内容となっております。

次に、審査の概要について御説明申し上げますので、決算附属資料の46ページをお開き願いたいと思います。

上段にあります1の審査会の開催状況につきましては、先ほど会計管理者が45ページの決算概要で説明申し上げたとおりであります。2の年度別対比をごらん願います。審査会の開催回数は、年間12回のペースで前年度と変更はございません。3の市町村別審査件数につきましては、全体審査件数122件のうち富谷市が36.9%、大和町が40.2%、大郷町が18%、大衡村が4.9%となっております。

次のページをお願いします。

4が2次判定の結果の表となります。表の左、縦列が市町村で実施したコンピューターによる1次判定の結果となります。横列が審査会で実施した2次判定の結果となります。表の太枠で斜めになっているところが、1次判定と2次判定の結果において変更なしの部分となっております。なお、1次判定に基づかない個別審査が4件ありましたことから、表内総数は118件となっております。5は1次判定と2次判定の比較をまとめたものであります。1段階の重度変更が8件、変更なしが110件で、軽度変更はございませんでした。

次のページ、48ページをお開き願いたいと思います。これは、決算の状況につきまして前年度との比較表にまとめたものであります。

49ページには、主要施策の概要につきまして成果等をまとめ、記載しております。ごらんいただきたいと思います。

以上が障害支援区分認定審査会特別会計決算の内容であります。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、認定第3号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第9 認定第4号 平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第9、認定第4号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。説明は簡潔をお願いします。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書7ページをお開き願います。

認定第4号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の63ページをお開き願います。

病院事業会計決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございます。収入であります病院事業収益の決算額は32億9,703万8,137円です。支出でございます病院事業費用の決算額は34億275万5,164円でございます。

続いて、64ページでございます、(2)資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額の決算額は4億9,950万8,000円で、内訳は市町村負担金、企業債、県補助金でございます。資本的支出の決算額は4億9,950万6,376円で、内訳といたしましては、企業債の元利償還金、建設改良費としましての医療機器の購入、それと回復期病棟のスプリンクラー設置によるものでございます。また、リースの資産購入として74万7,360円となっております。

つづいて、決算概要について御説明申し上げますので、決算附属資料の50ページお開き願います。

平成29年度における主要な成果について、地方公営企業法第30条第6項の規定により御報告申し上げます。

指定管理者制度のもと、地域医療振興協会に管理運営を委ねて13年を経過する中、指定管理者においては医師体制の充実を初め、介護事業、保健予防事業など、着実に地域医療の充実が図られています。医師体制につきましては、全国的に医師確保が厳しい中、平成29年度においても引き続き宮城県より自治医科大学卒業の整形外科医師2名の派遣を受け、内科8名、小児科1名、外科3名、整形外科4名、婦人科1名、耳鼻咽喉科1名、泌尿器科1名、そして新たに麻酔科1名を加えた常勤医師20名体制となっております。また、非常勤医師の体制につきましては、東北大学病院の第二外科、整形外科及び眼科から派遣の継続を受けるとともに、東北大学内部障害教室及び行動医学教室から週3日、次にここで訂正をお願い申し上げます、次に東北大学病院の呼吸器外科と記載されておりますが、呼吸器内科の誤りでございます大変恐縮でございますが訂正方お願い申し上げます。続けさせていただきます。東北大学病院呼吸器内科から週1日、同じく呼吸器外科から週2日、内科医師の派遣を受け、東京北医療センターからは小児科毎週1日の応援を受けるなど、医師体制の充実が図られておるところでございます。

以上、概況説明させていただきました。経営状況につきましては、担当課より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 続きまして、経営状況でございます。

患者数につきましては、入院が一般病棟で延べ2万7,932人、1日平均76.5人。回復期リハビリテーション病棟では延べ1万7,959人で、1日平均49.2人。外来患者数延べ7万8,187人、1日平均266.8人という状況になっております。利用率につきましては、一般病棟69.6%、回復期リハビリテーション病棟につきましては82%となっております。事業収益につきましては32億9,703万8,000円、前年度に比べまして6.2%の増加となっております。事業費用につきましては、34億275万5,000円ということで、前年度対比で4.5%の増ということになります。あと、貸借対照表の中で流動資産及び流動負債の関係で、流動資産のほうが流動負債より上回っているということになりますので、健全な経営状況となっております。医業収益につきましては、今後詳細で説明させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

51ページ、資本的収入支出につきましてはでございます。資本的収入につきましては、総額4億9,950万8,000円となっております。資本的支出4億9,950万7,000円ということで、1億3,658万

1,000円の増となっております。こちらにつきましては、MRIを初め医療機器整備を7点整備しているものでございます。また、回復期病棟におきましてはスプリンクラー設備設置による増となっておりますのでございます。

それでは、決算附属資料につきまして、53ページから58ページにつきましては、先ほど内容を説明したものを細かく整理しているものでございますので、御参照いただきたいと思っております。

60ページ、お開きください。

こちら、先ほど会計管理者から決算報告申し上げましたけれども、そちらの明細について御説明申し上げます。なお、この収益費用明細書につきましては、消費税抜きという表記になっておりますので、先ほどの決算報告書と若干数字に違いがございますので御了承いただきたいと思っております。

まず、収益でございます。病院事業収益につきましては、32億8,603万5,605円であります。医業収益の内訳といたしましては、入院収益、外来収益ということで、保険診療報酬の関係でございます。その他医業収益につきましては他会計負担金、こちらにつきましては市町村負担金で救急医療の確保に要する負担金でございます。その下、室料差額収益、こちらにつきましては病院に入院したときの特別室、個室の収益。公衆衛生活動収益については、予防接種や人間ドックを初め備考の内容になっております。その他医業収益につきましては、文書料、材料費になっております。

次に、医業外収益につきましては、1つ目は、受取利息及び配当金でございます。こちらは普通預金の利子となります。次の他会計負担金につきましては、市町村からの負担金でございます、企業債償還に係ります利子分、並びに病院の管理運営費と事務職員の人件費に要する負担金でございます。それから、その他医業外収益としては、売店及び自動販売機からの使用料、それから組合より派遣しております医師2名分の給与費について、指定管理者から負担いただいた負担金となっております。一番下にありますのは、消費税関係の雑収益ということになっております。

次のページ、ごらんになっていただきたいと思っております。

長期前受金戻入益ということになりますが、こちらにつきましてはいわゆる現金の伴わない収益ということで、1点目につきましては受贈財産評価額戻入益、こちら指定管理者より寄贈がありました回復期リハビリ病棟と事務所の拡張に伴います財産に対する繰延収益の償却となっております。2点目が県補助金の戻入益ということで、医療機器整備に対しまして県から補助金をいただいているものの繰延収益の償却となっております。特別利益はございませんでした。

次は、費用でございます。病院事業費用については、34億939万368円でございます。医業費用の内訳でございますが、まず給与費でございますが、こちらは派遣医師2名と事務職員1名に係りま

す給料、手当、法定福利費、退職給与金の内訳となっております。

次に、経費でございますが、こちらにつきましては福利厚生費につきまして事務職員の健康診断、消耗品につきましてはコピー料等となっております。修繕費につきましては、協定書によりまして20万円を超える修理について組合負担となっておりますので、医療機器並びに設備の修繕料でございます。詳細につきましては、こちらの64ページに記載されておりますので御参照願いたいと思います。

61ページに戻っていただきまして、保険料については病院建物の保険料でございます。賃借料につきましては、協定書により50万円を超える機器備品につきましては更新は組合負担となっております。こちら以前にリース契約によりまして整備した医療機器の賃借料がまだ残っているものの支払いを計上しているものでございます。通信運搬費につきましては、郵便料でございます。

次のページ、お開きください。失礼しました。委託料につきましては、収益で説明を申し上げました室料差額収益、公衆衛生活動収益などの指定管理者に支出したものでございます。また、少額ではございますけれども、職員の給与電算委託料も含まれているものでございます。

諸会費は、自治体病院開設者協議会の会費でございます。その下、交付金については、収益で申し上げました入院及び外来の保険診療に係る報酬分の支出並びに協定書に基づいて町村から御負担いただきました運営交付金7,000万円について、指定管理者のほうに支出したものでございます。補助金につきましても、救急医療運営費として指定管理者に1,000万円を補助したものでございます。雑費につきましては、仮払いの消費税でございます。

次に、減価償却につきましては、建物と医療器械、リース資産の減価償却ということになります。

次は、医業外費用でございますが、こちらにつきましては支払利息並びに企業債の取扱諸費ということになります。2点目につきましては、繰延勘定償却でございます。平成8年度に現在の病院を建てたときに控除対象の消費税、こちら20年に分けて繰り延べして償却しているものでございます。

次の、医業外費用の雑支出については、支出はございませんでした。

以上が決算報告の明細となっております。

決算書に戻っていただきまして、決算書の65ページをお開きください。

こちら、病院事業会計の損益計算書でございます。今説明申し上げた内容と関連するものでございます。収益30億5,683万5,083円に対しまして、医業費用につきましては33億4,888万4,116円ということで、医業損失につきましては右端にありますとおり、真ん中の右側あたりですね、こちら2億

9,204万9,033円の損失、つまり赤字となっております。3の医業外収益は2億2,920万522円、4の医業外費用が6,050万6,252円で、医業外につきましては1億6,869万4,270円の黒字でございます。したがって、一番下にありますとおり経常損失、つまり赤字につきましては1億2,335万4,763円となっております。

次のページ、ごらんになっていただきます。

5の特別利益、特別損失はございませんでした。したがって、平成29年度の当年度純損失につきましては、1億2,335万4,763円となりまして、前年度からの損失に加えまして当年度の未処理欠損金につきましては、最終の二重線のアンダーラインにありますとおり、29億8,314万1,850円となっております。

次のページ、貸借対照表でございます。

先ほど概要のところの説明しましたとおり、こちら流動資産、流動負債、一番下のほうでございますが、流動資産につきましては10億2,945万6,073円、次に68ページの4番の流動負債につきましては7億5,815万3,042円ということで、こちらにつきましては流動資産が上回っておりますので不良債務も発生していないということで健全な状況となっております。

ページをめくっていただきまして、70ページ、こちらにつきましてはキャッシュフロー計算書ということになります。先ほどの損益計算書のところにもございましたので、詳細説明は省略させていただきますが、こちらにつきましては一番最後、今年度の最後、年度末には4,093万3,913円の残高があったという資金の流れを表示しているものでございます。

次のページ、ごらんになっていただきたいと思います。

こちらにつきましても、欠損金計算書ということで、こちら先ほど貸借対照表のほうで御説明したものでございますので詳細は省略しますが、累計の決算書につきましては29億8,314万1,850円、利益剰余金マイナスという数字で記載されているものでございます。

次に、決算附属資料に戻っていただきまして、59ページ、戻っていただきたいと思います。

こちらにつきましては、市町村負担金の調書でございます。平成29年度におきまして負担金及び出資金を合わせまして、右下に記載がありますように、関係市町村より総額4億4,001万9,000円の御負担をいただいているものでございます。区分並びに市町村別に整理しておりますので、御参照願いたいと思います。

63ページ及び64、65ページにつきましては、こちら先ほど説明の中でありましたので省略させていただきます。

66ページ、公債費につきましては、公債費の関係を整理したものでございます。

67ページにつきましては、そのあらわしている企業債の償還の状況を平成39年度までグラフ化したものでございます。こちらにつきましては、平成39年まで企業債の償還が行われるというものをグラフ化したものでございます。

最後に、68ページをごらん願います。

この表につきましては、今までの経費の流れを1ページにまとめているものでございます。平成29年度病院事業会計の決算について整理したものでございます。上中下と3つに分かれておりまして、上段の部分につきましては指定管理者制度の代行制ということで、左側で病院が請求した診療報酬関係が一旦組合の病院会計に入りまして、それを交付金及び委託料として右側の指定管理者のほうに交付する流れとなっております。金額の動きにつきましては、協定に基づきまして指定管理者より概算請求を受けまして、交付金及び委託料として概算払いを行いまして、2カ月後に確定する流れになっておるため、金額が一致していないのが実情でございます。左側の組合収入合計30億5,776万4,000円に対しまして、中央の交付金・委託料の合計で30億2,167万3,000円を右側の指定管理者のほうにそのまま支出したものでございます。

中段をごらん願います。関係市町村からの負担金の流れでございます。関係市町村から負担金につきましては、中段左側に示したとおり、先ほど御説明した4億4,001万9,000円を御負担いただいております。

中段中央をごらん願いたいと思います。こちら市町村負担金を財源とした支出内容を示しております。まず、協定書に基づきまして運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円を、それぞれを右側の指定管理者のほうに支出しております。

次に、医療機器等の整備につきましては、企業債を活用しての整備となっております。1億9,850万円と市町村負担金4,000円を原資としまして、右側にありますとおり、1億9,850万4,000円で医療機器を整備したものでございます。

次に、起債償還に要する元金及び利子経費充当として、3億1,623万7,000円を右側の国庫に支出しております。

その次に、リースによる医療機器の整備につきましては、74万8,000円を医療機器リース購入費として支出しております。

また、病院事業推進費に要する経費充当として4,303万円を、右側の黒行としての事業経費7,596万1,000円に支出しているものでございます。この黒行としての事業経費の内容については、病院

事業担当職員1名及び県から派遣の整形外科医師2名に係る人件費、それから病院建物保険料などの経常経費、それから協定書に基づきます20万円を超える施設、機器の修繕及び50万円を超える機器備品の賃借料に要する経費になります。

同段の左側をごらんになっていただきたいと思います。

財産収益等3,388万4,000円につきましては、売店の使用料及び派遣医師給与分の負担金などでありまして、右側の黒行としての事業経費に充当しているものでございます。

その下の、財産収益等の欄の下の欄をごらん願いたいと思います。県補助金として4,438万8,000円がスプリンクラー設置工事に係る補助金の経費に充当されております。また、消費税関係雑収益として40万9,000円の収入がありました。

ここまでが現金ベースで、収入合計につきましては、下のほうにあります、37億7,496万4,000円、右側にあります記載の支出計につきましては37億3,750万9,000円となりますので、差し引き計の記載がありませんけれども、現金ベースでは3,745万5,000円の黒字となっております。

次に、下から2番目の左側の表をごらん願います。現金の伴わない収入につきましては、長期前受金戻入益として2,158万2,000円でありました。

次に、同段の右側、こちらにつきましては減価償却等の支出でございしますが、こちらが1億6,475万3,000円ということになりまして、一番下の表をごらんになっていただきたいと思います。こちらが、平成29年度の病院事業会計の決算の収入支出の状況を整理したものでございます。一番下の収支差の欄を三角で表記しておりますが、1億571万6,000円の損失となっております。

最後に、最上段の右側に、平成29年度における指定管理者の収支、状況に整理した内容に示しております。この詳細につきましては、本日別冊で議員の皆様の方にも配付しておりますが、こちら病院事業会計・訪問看護ステーション事業会計決算説明資料の中の、黒川病院管理受託監査資料というものを配付されておりますので、こちらに明記されておりますので、御参照願いたいと思います。

以上が、平成29年度病院事業会計決算でございます。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 監査の意見書などにも、消防部門ではございましたが、いわゆる救急業務について述べられておりますが、今最後に説明ありました説明資料の5ページを見ましても、救急患者数が年々増加している傾向の中で、特に黒川病院における夜間の受け入れ体制ですね、この辺に

ついて大分多くの郡民が黒川病院でも夜間も受け入れをスムーズにしてほしいなという声もあるわけですが、その辺について実態としてどういう状況になっておられるのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 実態としては、従前のおりといいますか、医師が当直勤務をしております、医師と看護師が当直で携わっているという状況でございます。それから、各検査技師、レントゲン技師につきましては、当直勤務はしていないような状況になっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 実態をお聞きしたということは、いわゆる受け入れ体制の中で、確かに緊急に備えた、来るか来ないかわからない体制の中でかなりの費用を費やして準備しておるのもいかなものかというような声も確かにあると思うんですが、ただ、郡内でも大郷などは若干人口が減っておりますが、大和でも富谷でも人口が増加傾向にある、大衡ももちろんなんですが、そういう中であって、人口がもっとふえたらば対応するという待つ姿勢ではなく、積極的なそういう改善も図る必要がそろそろ来ているのかなと思うんですが、この29年度の数値から見て、ぜひそのような検討も近い将来対応すべきではないかと思うんですが、これ、理事長あるいは任せている病院側の考えもあろうと思うんですが、私たちとしてその声を伝えるべきではないかと思うんですが、理事長としての見解はどのように持っておられるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 黒川病院の救急の受け入れ状況について、今課長が話した状況であります。当直の方の夜勤といいますか担当と、あと看護師さんの夜勤といいますかそういう対応であります。常に、例えば手術体制があるとか、麻酔体制があるとか、そういう状況には今ないのが実態であります。御要望としてというのは、我々としてもできるだけ多くの方を受け入れていくということは望んでおりますし、病院側の管理者とも話はしております。ただ、病院側につきましてもお医者さんの関係とか、そういったことがありまして、そういった万全といいますかそういう体制まではいっていないのが実態だということです。ただ、これから救急とかそういったのがふえてくるなり期待されるということは、我々ももちろんですが病院側でもその気持ちといいますか、それは持つておるといってございまして、実態がまだついていかないという状態にあります。それで、我々お願いする立場になりますけれども、病院側でもそういったことについての対応を今考えておられますが、お医者さんの高齢化であったり、あるいは専門医、大学病院から来てもらった場合にです

ね、その専門の方ではなかったりというケースがありますので、なかなかその実態において、ついていけないような状態というのが現状でありまして、これにつきましては我々はもちろんですが、けれども病院側でもそういったよりよい体制にするべく、努力はしてもらっているところですが、すぐにそういったことまでいく状況にはないということです。なお、我々としては当然ですが、病院側でもそうですが、そういった体制を組めるように、これは病院だけではなくて例えば東北大学の応援とかあるいは振興協会とかの応援とかそういったことも含めてやっていかなければいけないので、トータル的な中での努力はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） その姿勢については評価するものなのですが、ひとつ、機会があるごとにそういう声を出してほしいなど、改めてお願いしたいところがございます。確かに、これまで黒川病院の経営を見た場合に、大変な状況の中で何とか方向が見えてきているという、そういう歴史的事実を見た場合に余り強い要求をするのも私なりに幾らか遠慮するところもあるんですが、ただ、そういう一方では住民の要求も強いということもありますので、確かに経営的な金銭的な負担もあわせながら、やはりいい方向で、ぜひ検討をお願いする旨、病院側との連絡をとってほしいと思います。これ、要望でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、認定第4号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第10 認定第5号 平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第10、認定第5号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し、内容の説明を

求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書8ページをお開き願います。

認定第5号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の72ページをごらん願います。

訪問看護ステーション事業会計決算報告書でございます。

収益的収入支出でございますが、まず事業収益の決算額は5,042万7,030円でございます。次に、事業費用の決算額は5,331万8,456円でございます。

続きまして、決算概要について御説明申し上げますので、決算附属資料の69ページをお開き願います。

平成29年度における主な成果について、地方公営企業法第30条第6項の規定により御報告申し上げます。訪問看護ステーションにつきましても、公立黒川病院と同様に地域医療振興協会に管理運営を委ねて13年が経過し、在宅で生活を保持できるよう、個々の利用者のニーズに応じた訪問看護サービスを提供してきております。また、病院と連携し24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、きめ細やかなサービスの提供に努めておるところでございます。以下、詳細につきましては、担当より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 決算附属資料69ページ、そのままごらんいただきます。

訪問看護件数につきましては、前年度対比で19.4%増の年間5,375回となっております。月平均訪問回数は448回となっております。事業収益においては、前年度対比11.1%増、5,042万7,000円となっております。事業費用につきましては前年度対比15.8%増の5,331万8,000円となりまして、計上損失289万1,000円となっております。

それでは、詳細について御説明いたします。

70、71、72ページにつきましては、今御説明しました詳細でございますので御参照願いたいと思います。

まず、最初に御報告いたします。訪問看護ステーション事業会計については、当初から市町村から負担金はいただかない中で運営されております。平成29年度におきましても、市町村からの負担

金はございません。

それでは、決算附属資料をごらんいただきたいと思います。73ページお開きください。

まず、収益費用明細の上段、収益でございます。事業収益につきまして5,042万7,030円ということで、こちらは訪問看護事業収益については、介護保険等の保険者負担分の収益ということになっております。訪問看護療養収益につきましては、こちらにつきましては利用者負担分、いわゆる個人負担の収益ということになっております。利用収益のうちの一部、一番下のその他利用収益につきましては、大和町内の認知症のグループホームから週1回、定期訪問に対する受託収益ということになっております。

次に、訪問看護事業外収益ということで、受取利息及び配当金であります。預金利子であります。

次に、下段になりますが、収益に対する費用でございますが、事業費用が5,331万8,456円でありまして、訪問看護事業費用の経費については指定管理者に交付した交付金のみでございます。棚卸資産減耗費につきましては、車両の固定資産除却費でございます。

以上が決算報告の内訳でございます。

それでは、決算書に戻っていただきまして、73ページ、ごらん願います。

こちら、先ほど御説明したものの損益計算書でございます。こちら、訪問看護事業収益につきましては5,042万6,984円。2の訪問看護事業費用につきましては5,331万8,456円ということで、289万1,472円の赤字ということになっております。

訪問看護事業外費用につきましては利息ということで46円出ておりますので、一番下の訪問看護事業外、最終的には経常損失289万1,426円の赤字となっているものでございます。

下から2番目になりますが、前年度の繰越利益剰余金、こちらは剰余金でございます、606万6,810円がありましたので、当年度の純損失金を差し引きしまして、当年度の未処分利益剰余金につきましては317万5,384円となっているものでございます。

次の、貸借対照表になります。こちらにつきましては、病院同様流動資産及び流動負債の差し引きで御説明ありましたとおり、健全な経営状況だということになります。

続きまして、76ページごらん願います。

こちらにつきましては、病院同様キャッシュフロー計算書ということで、先ほど損益計算書のところでもありましたが、現金につきまして年度末に513万1,951円の預金があったというものを示しているものでございます。

次に、77ページ、ごらんください。

こちら、剰余金計算書でございます。こちらにつきまして、先ほど御説明しましたが、未処分利益剰余金につきましては、一番最後ですね、837万2,384円になったものでございます。剰余金計算書につきましては、29年度の未処分剰余金については、積み立てをしないで同額そのまま剰余金とするものでございます。

また、決算附属資料に戻っていただきたいと思います。75ページにつきましては、施策の概要ということで省略させていただきたいと思います。

最後に、76ページにつきまして、病院事業会計と同じく訪問看護ステーション事業会計も決算の流れを図式化したものでございます。なお、上段右側につきましては、29年度におけます指定管理者の収支の状況について整理しているものでございます。こちら、先ほど御説明したとおりということで、全て指定管理者のほうに預金が行くということになっております。収支差、最終に289万1,000円ということになっております。

以上が、平成29年度訪問看護ステーションの事業会計決算でございます。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） ただいまの説明の中で、ことしは経営的にはマイナスだったと。その中で、特に経費が前年の4,582万から5,320万円ということで約800万円ほどふえているわけなんですけど、この辺のふえた要因あるいは今後その辺の解消策などについて、どのような考えを持っておられるのか、その辺の説明、ちょっと私聞き落したのではないかなと思うので、もう一度、その辺どのように対応していく考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 訪問看護ステーションにおきましても、病院同様訪問看護の収益を全て指定管理者側に交付するという仕組みになっております。それだけですと赤字には理論上ならないんですけども、当然毎月の収益がでこぼこといいますか多い月と少ない月がございます。病院のほうでも御説明しましたが、2カ月後にいわゆるレセプト、保険の収益が実際入ってくるということで、そこに2カ月のブランクがあるということになります。それで、76ページごらんになっていただきますと、説明ちょっと省略して恐縮だったんですが、76ページのところに収入の具体の一番下、5,042万7,000円、組合として収益があります。本来だったらそのままこの数字が指定管理者のほうに交付されるということになるんですけども、ここに2カ月間のブランクがあったということで、毎月同じ金額が12カ月ずっと続けばこの金額は全く同じということに、計算上なるんです

が、そこは毎月収益に幅があるということで、収益についてはその月、公営企業ということで、その日で収益が発生しますが、支出については2カ月後ということになりますので、その2カ月のブランクで赤字になったり黒字になったりという年があるというのが現実でございます。それについて、経営を立て直すというような手立てにつきましては、そのような事情なので、組合として今年度の赤字を建て直すような算段というのは特にはないというのが現状でございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） これ、協会のほうに、地域医療の振興協会にお願いしているということで、余りこちらから声を出せない状況もあるのかわかりませんが、余りというかほとんどわからない中で聞くのも恐縮なんです、いわゆる事務局方で、山場があるからことしはこうでも来年は大丈夫だとかそういう方向づけがはっきりしているんならいいんですが、このままこの状況が反省なく、いわゆる経費の状況によって、経費が年々ふえていくようなことになったんでは困るなという思いだけで私、その辺の反省なくして次の対応がおくれてしまうんではないかと思ったものですから。ことしは、2カ月おくれの中でこういうこともあるし、逆にふえることもあるんだからある程度そういうことは長いスパンで見れば問題ないんだといえればそれでいいんですがね。その辺は、事務方として確実な確認というか、自信を持った中での対応をされていると理解していいんですか、どうなんですか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 今、千葉議員がおっしゃるとおり、2カ月おくれで請求したものが入ってくるということで、その2カ月の間に収入と支出のアンバランスが起きるということで、実際28年度につきましては黒字でした。29年度、今御報告したとおりの赤字であったということがございます。しからば30年度黒字なのかといいますと、それは1月、2月、3月収益がどのくらいあるかということで、その2カ月後にその分が支払われるという形がありますので、基本的には収入を全て指定管理者のほうに総額を交付するという形でございますので、赤字も黒字もないというのが予算上はそのような予算を立てているものでございますが、現実的にはそのようなブランクで赤字になったり黒字になったりする年があるということでございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 私、心配なのは介護保険制度がいろいろ変わって、どちらかというところの制度あっても、軽度の方々も含めた、いわゆる相談しにくい、利用しにくい状況になっている中で、

利用者が年々減ってきてこういう数字になってくるのかなという思いもあったものですから、そういうことが大きな要因としてあればですよ、その辺もやはり組合側として、必ずしも病院側に物言うだけではなく、何か大きな意味でそういうところのメスを入れておく必要があるのかなという思いがあったものですから、あえてお聞きしたんですが。今の制度、改正された制度の中で利用者が減ってきてこういう状況になっているというようなことはないんですね。その辺もう一度確認なんですが、答弁をもらいたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 指定管理者であります地域医療振興協会さんには申しわけございませんが、いわゆる介護保険を使っている患者さんが少なくなったとか、介護保険法が改正されて収入が減ったというような形については、黒川地域行政事務組合の訪問看護ステーションの事業会計においては何ら関係がないということになります。病院として収入があったものを全てそのまま指定管理者のほうに流すと、そのような会計制度になっておりますので、それで損得といいますか、収入が減り、赤字になるのは申しわけございませんけれども指定管理者のほう、病院側が経営が苦しくなるということになります。それを踏まえて、協定書で協定を結び、指定管理者をお願いしているという状況でございます。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） システム的にはそういうことではあります。システム的にはですね。ただ、訪問看護ステーションというものは、黒川行政としてといいますか各市町村が取り組んでいる一つの大きな事業でございますので、この利用について、制度が変わったから利用ができなくなるとかそういったことはあってはいけないと思っております。したがって、黒川病院でも訪問看護には非常に力を入れてもらって、一生懸命やってもらっている部分がございますので、今回の、制度的にはそういうことで、2カ月のずれということになってそういった動きがあるわけでございますけれども、それとは別個に、訪問看護というものについて利用しやすいような、もししにくいのであればそういったものを直すとか、そういったものは病院側と黒行あるいは市町村も一緒になっているろ考えていかなければいけない課題と思っております。したがって、この決算書に見える数字とは別の形の考え方は、我々もしっかり持っていかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第10、認定第5号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第11 報告第1号 平成29年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（平渡高志君） 日程第11、報告第1号平成29年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率について報告があります。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書9ページをお開き願います。

報告第1号平成29年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率を、別添監査委員の意見を付して次のとおり報告するものでございます。

認定の前に、代表監査委員より各種会計決算審査及び財政健全化について審査意見をいただいたところでございますが、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計、いずれについても資金不足は生じていない状況でございますので、ここに御報告いたします。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 以上で報告第1号平成29年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告を終わります。

これをもって、本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時15分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年8月22日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 和 賀 直 義

署名議員 千 葉 勇 治